

平成27年12月定例会 経済委員会（付託）

平成27年12月10日（木）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

岡委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の改訂（案）について（資料①②）
- 徳島県T P P対応基本戦略（案）について（資料③④）
- 平成28年度に向けた農林水産部の施策の基本方針について（資料⑤）
- 徳島県漁業版事業継続計画（県漁業版B C P）骨子（案）について（資料⑥）
- 鳴門わかめ産地偽装事案について

犬伏農林水産部長

この際、5点、御報告させていただきます。

まず、第1点目は、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画改訂（案）についてでございます。お手元にお配りしております、資料1の概要版を御覧ください。

1ページを御覧ください。改訂案では、現行計画の七つの柱を、概要版の表頭でございます、グローバル化の進展に対応する産業施策としてのⅠ、農林水産業の成長産業化、2ページも同じでございます。3ページ目の表頭となりますが、地方創生の実現に対応する地域施策としてのⅡ、活力ある農山漁村の創出。4ページとなりますが、表頭の県土強じん化に資するⅢ、災害に強い農林水産業の展開という形で、これら3本の柱に再構築いたしまして、その柱ごとに記載のような具体的施策を掲げております。

本計画の改訂素案につきましては、9月議会の事前委員会において御報告させていただいたところですが、事前委員会後、改訂素案に対するパブリックコメントを実施いたしますとともに、11月19日には、農林水産審議会を開催し、有識者の皆様方に御論議いただいたところであり、これらの御意見・御論議を踏まえ、改訂素案に修正を加え、今回、改訂案を取りまとめたところでございます。

今後の予定でございますが、今議会での御論議を踏まえ、本年内に、改訂を行いたいと考えてございます。

なお、詳細につきましては、資料2の徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画改訂（案）を御覧いただければと存じます。

続きまして、第2点目の御報告でございますが、徳島県T P P対応基本戦略（案）につ

いてでございます。

お手元にお配りしております、資料3の徳島県TPP対応基本戦略（案）の概要版のほうを御覧ください。

TPP交渉の大筋合意を受け、269件の訪問調査を実施いたしました。そこでいただいた現場の不安の早急な払拭と、TPPのメリットの最大化・デメリットの最小化を図るため、去る11月30日に、TPPへの県の対策の方向性を示した徳島県TPP対応基本戦略（案）を取りまとめたところでございます。

昨日の経済委員会におきまして、商工関係の御説明をさせていただきましたので、本日は、農林水産分野について御説明させていただきます。

資料3の1ページの（2）戦略の基本的視座の①農林水産分野のところを御覧ください。

TPPに打ち勝ち、本県農林水産業の持続的発展を実現するためには、高いブランド力や、徳島大学生物資源産業学部の創設など、本県の強みを最大限に生かすとともに、国が進める体質強化施策を活用した、攻めの対策を講じることが重要であると考えております。

一方で、TPPによって離農の増加、中山間地域の集落機能の低下といった現場の不安を払拭し、農林水産業を次代に継承するためには、小規模経営体や中山間地域の産地を対象とした、きめ細やかな守りの対策も極めて重要であると考えており、攻めと守りの双方に、地域の実情に応じた対策を講じてまいりたいと考えております。

次の2ページにつきましては、現状と想定される影響を要約したものでございます。

3ページを御覧ください。

3、講ずべき対策でございますが、農林水産分野では、①持続可能な産地づくりから⑦六次産業化の推進までの7項目を対策の柱としております。

①持続可能な産地づくりでは、小規模経営体の経営安定に寄与する省力化機械の導入、低コストハウス団地の整備や、きめ細やかな基盤強化など構造改善による持続可能な産地づくりの支援を行うこととしております。

②中山間地域への支援では、集落営農の推進や集落ぐるみでの耕作放棄地発生防止対策の支援などにより、農業産出額の約4割を占める中山間地域の産地を守り、集落機能の維持・発展を図ってまいります。

③地域農林水産業を守る担い手の確保では、女性・兼業農家をはじめ、地域農業の守り手への支援や、次代を担う人材の育成・確保に取り組んでまいります。

④地産地消の推進では、地元産の安全安心な農産物を消費者の皆様に届ける農家レストランなどの整備や、学校・福祉施設への給食食材の供給などを支援し、顔の見える流通を構築してまいります。

⑤ブランド化の推進では、高品質、安全安心なとくしまブランドのブランド力を更に強化し、消費者に選ばれるトップブランドの確立を図ってまいります。

⑥輸出の拡大では、高品質な農林水産物の海外における販路開拓と県産ブランドの知名度向上により、生産量や販売額の増加による生産者の経営安定と産地の活性化を図ってまいります。

⑦六次産業化の推進では、六次産業化を農林水産業の成長産業化の核と位置付け、大学

や地元企業など産学官金の連携によって、しっかりと推進していくこととしております。

4 ページを御覧ください。

4, 今後のスケジュール（予定）でございます。

現在、パブリックコメントを実施しているところでございますが、今議会での御論議を踏まえ、年内に策定を行いたいと考えてございます。なお、詳細につきましては、資料4の徳島県T P P対応基本戦略（案）を御覧いただければと存じます。

続きまして、第3点目の御報告でございます。平成28年度に向けた農林水産部の施策の基本方針についてでございます。

お手元にお配りしております、資料5を御覧いただきたいと存じます。

まず、1 ページ目の上段の現状・課題につきまして、農林水産業を取り巻く環境は、T P Pなどのグローバル化に伴う国際競争の激化など、様々な課題に直面しております。

こうした課題を解決し、農林水産業の更なる維持・発展を図るため、T P Pを「迎え撃つ」農林水産業の体質強化、次のページ上段の、徳島版地方創生の具現化による農山漁村の次代への継承、下段の、災害・被害に強い農林水産業の確立の三つの大項目を柱として、農林水産部の施策を進めてまいりたいと考えております。

1 ページ目にお戻りいただきまして、まず、T P Pを「迎え撃つ」農林水産業の体質強化について概略を申し上げますと、左側上段の、持続可能な産地づくりについて、農業の競争力の強化では、例えばT P Pによる影響が特に大きいとされる畜産への支援として、六つ目の星印に記載の、優良系統和牛及び乳用牛の導入支援などを行ってまいりたいと考えております。

アグリサイエンスゾーンの構築では、産学官等によるネットワークの構築や、農業用アシストスーツの導入支援などを行ってまいります。

新次元林業の展開では、ウッド・ソリューションセンターによる森林所有者への働き掛けや、林業事業体とのマッチングなどによりまして県産材の増産を推進してまいります。

水産業の創生につきましては、新たな養殖品種として、シカメガキ、ウスバアオノリの養殖導入支援などを進めてまいります。

次に、中山間地域への支援につきましては、日本型直接支払制度を推進するとともに、高齢者や女性でも生産しやすく、特色ある品目の導入などを支援してまいります。

次に、右側上段の、地域農林水産業を守る担い手支援につきましては、都市部大学等からのインターンシップの受入れを促進するとともに、とくしま林業アカデミーの開講によります人材養成や、青年漁業者への就業給付金モデル事業の拡充などを図ってまいりたいと考えております。

地産地消の推進につきましては、病院、福祉施設や企業食堂などへの県産農林水産物の利用拡大を図ってまいります。

ブランド化の推進につきましては、とくしまブランド戦略推進機構（仮称）によります地域商社機能や、とくしまブランドギャラリー（仮称）によるブランディング機能の構築を図ってまいります。

輸出の拡大につきましては、E U向け船便のコンテナ輸送技術の実証や、韓国、台湾向

けに、県産木造住宅部材の丸ごと輸出を展開してまいります。

六次産業化の推進につきましては、徳島大学生物資源産業学部との連携によりまして、六次産業化人材の育成を強化するとともに、新製品の開発・販路拡大支援として、オリンピック施設への利用に向けた、大径材を活用した新製品の開発支援などを行ってまいります。

2 ページを御覧ください。

徳島版地方創生の具現化による農山漁村の次代への継承についてでございますが、左側上段の、魅力ある住みやすい農山漁村づくり活動の強化につきましては、魅力ある農林漁業体験メニューの開発支援など都市と農村の交流促進を図ってまいります。

自然エネルギー・地域資源活用の推進については、木質バイオマスや太陽光など自然エネルギーの利用を進めてまいります。

右側上段の鳥獣被害対策の推進につきましては、人材の育成・確保による被害対策の推進や、地域資源活用の強化を図ってまいります。

森林づくり・公有林化の推進につきましては、公有林化の推進などにより、森林づくりと活用体制の強化を図ってまいります。

次に、左側下段の災害・被害に強い農林水産業の確立についてでございますが、南海トラフ・直下型地震等への対応として、地籍調査や長寿命化対策の推進など、防災・減災体制の構築を図ってまいります。

その右の家畜伝染病防疫体制の強化につきましては、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫体制の強化を図ってまいります。

続きまして、第4点目の御報告でございますが、徳島県漁業版事業継続計画、いわゆる県漁業版BCPの骨子（案）についてでございます。

お手元にお配りしております、資料6を御覧ください。

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模な地震、津波が発生した場合には、とりわけ、沿岸部や離島においては、地域の主要産業である漁業そのものが、甚大な被害を被ることが想定されますことから、事前に、被害後の漁業を可能な限り早急に回復させるための対策を講じておくことは、極めて重要でございます。

そこで、南海トラフ巨大地震等が発生した場合に、いち早く漁業を復興させることを目的に、県として実施すべき対策や体制を明らかにするとともに、日頃からの備えとして、これらを円滑に進めるために必要な事前準備を着実に実施するため、この度、徳島県漁業版事業継続計画、いわゆる県漁業版BCPを策定することといたした次第でございます。

2、基本方針といたしましては、（1）被災後2年以内に漁業を本格復旧する、（2）県南部においては、耐震岸壁を備えた牟岐漁港、浅川港を核として、漁業の早期再開に向けた体制を整備する、（3）水産研究課美波庁舎、漁業用牟岐無線局を支援拠点と位置付け、機能強化する、の3点を掲げまして、漁業の早期再開に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、3、主な事前対策（案）についてでございますが、災害発生後は、人命確保に向けた取組を最優先とし、更に漁業を本格復旧させるまでの期間を三つのフェーズで区分し、

それぞれの区分に応じて、実施すべき事前対策を整理してまいりたいと考えてございます。

具体的には、まず、（１）人命確保に向けた取組を進めるための事前対策といたしまして、海上避難ガイドマップを用いた訓練の実施や、海上防災通信ネットワーク体制の強化など、また、（２）のフェーズ１、発災から３か月程度までに行う、応急復旧業務を進めるための事前対策では、関係機関や団体との連携体制の構築や、被害状況を把握するためのチェックリストの整備など、（３）のフェーズ２、発災から１年以内を目途に行う、漁業の早期再開に向けた業務を進めるための事前対策では、漁船・漁具等の高所保管の促進や、ワカメ種苗等の確保に向けた広域的な、相互応援協定の締結など、（４）のフェーズ３、発災から２年以内を目途に行う、漁業の本格復旧に向けた業務を進めるための事前対策としては、放流用種苗の調達先や必要な資機材の検討、漁港や共同利用施設の被災事例調査や補助事業リストの整備など、それぞれ盛り込んでまいりたいと考えております。

本骨子（案）につきましては、去る12月２日に、大学や漁業関係者など10人で構成する第１回目の検討委員会を開催し、御審議いただいたところでございまして、引き続き、具体的な対策内容などについて、御意見、御提言をいただくこととしてございます。

今後、議会での御論議はもとよりでございますが、関係市町村、漁業関係団体などの御意見等も踏まえ、本年度内に策定してまいりたいと考えております。

続きまして、最後になりますが、第５点目の御報告でございます。

内容は、鳴門わかめ産地偽装事案についてでございます。

これにつきましては、資料はお付けしておりませんが、11月26日の事前委員会において御報告させていただきました。鳴門市内の加工事業者による鳴門わかめの産地偽装事案につきまして、継続して調査を行ってきたところ、当初、報告のなかった商品についても、新たに外国産であることが判明いたしました。

このため、一昨日の12月８日、当該事業者に対し、是正を行うよう命令するとともに、食品表示法第19条の原材料の原産地の虚偽表示の違反として、鳴門警察署に告発いたしました。県といたしましては、とくしま食品表示Gメンによる監視活動の一層の強化など、今後とも関係部局が連携し、産地偽装の再発防止に向けた取組を行ってまいります。

さらに、農林水産部といたしましては、生産者サイドとしても、生産履歴をきちんと記録・保管することが重要であると考えており、生産者の皆様に、生産履歴を適切に管理していただく取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

今後とも、産地偽装の再発防止に向け、不正行為は決して許さない、起こさないという強い決意のもと、関係団体の方々と連携しながら、鳴門わかめのブランドを守る取組を進めてまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

岡委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

寺井委員

二、三質問をしたいと思います。

まず、先日の知事の所信表明の中のT P P対応でございますけれども、不安の声がある一方では、県産品の輸出拡大や海外展開ができるなどの期待の声もあるということでございます。先ほどの資料の中にも、輸出の拡大についてあるわけでございますけれども、これについて質問したいと思います。

新聞などによりますと、日本の農産物を中心とした輸出品が、2014年には6,111億円だったのが、今年になって、もう10月までに既に6,000億円を超えていると。そして、最後までいくと7,000億円を超える輸出になるのではないかというような話で、いい方向に向いているのかという感じがするわけでございます。徳島県も確か、知事が所信表明でいろいろと説明している時に、林業の話などがあったわけでございますけれども、7,000億円が期待される中で、徳島県全体として、いわゆる農林水産物での輸出金額はどのくらいあるのでしょうか。

窪六次化・輸出戦略室長

寺井委員から、県の輸出の実績等について御質問いただいております。

委員からお話ございましたように、輸出の金額につきましては、先般、国のほうから、10月の実績が前年比23%増と、大幅に伸びているという報道があったところでございます。

貿易におきましては、貨物を輸出しようとする事業者は、税関で貨物の品名、種類、数量といったものを申告して、必要な検査を受けた後に輸出することになってございます。国は、全国9か所の税関でこういった手続をしておりますので、全体の数量、金額というのは出てまいりますけれども、都道府県別にはなってございません。このため県では、サポートセンターの中でサポートした事業者の方から、実績を集めているという状況でございます。

目標が3.6億円でございますけれども、昨年の実績が、この調査の中で3.9億円上がっておるところでございます。平成28年度には7.2億円を目指して取り組んでおるところでございます。

寺井委員

7億円を超える輸出を狙っているけれども、私は、本当に簡単にいくのかと思っていただいております。今年のイタリアでの博覧会、それから時代の流れというか和食のブームになってきている中で、特に徳島では輸出の中で、ユズが非常に好評だというような話も聞いております。300キログラムというお話もあったわけでございますけれども、何回かやっているのが1トンを超えているというお話もあるし、本当に素晴らしいと思っておられるわけでございます。これから徳島県産のものを輸出していくときに、とくしまブランド力を通じて、そういうようなものを輸出していくのかなと感じておられるわけでございます。

何年か前に、私が質問の中のコメントで言ったわけでございますけれども、岡田委員からもこの委員会かと思っておりますけれども、例えば、せっかく輸出していく中で、いわゆるロットも含めて安定的に、ある程度の期間を輸出できるようなものでなければ、受け入れるほうも、なかなか難しいというお話を、確か聞いたように思います。特にミカンの話だったと思います。

その中で、徳島のブランド品を含めて輸出ができていく品目というのは、大体、何品目ぐらいあるのでしょうか。

窪六次化・輸出戦略室長

徳島の特徴ある品目、なると金時、米といった品目を中心に輸出促進を図っております。現在、18品目の輸出が実現しているところでございます。

寺井委員

18品目は、いわゆる安定的に供給もできていくという品目ですか。

（「はい」と言う者あり）

それを聞いて、たくさんあるんだなという感じがするわけでございます。

確か、岡田委員の話はミカンだったと思うのですがけれども、徳島県も、香川県も、愛媛県もミカンをつくっている、海を越えて和歌山県もミカンの大産地である。量を安定的にするためには、徳島県だけでなく、関連のいわゆる隣の県をグループにして、1年間を通じて輸出できるような世界をつくっていかないと、簡単に徳島県だけで、1か月で終わりましたというような世界であっては、信頼もなくしていくし、この日本のいわゆるミカンのおいしさが伝わっていかないと、というようなお話であったように思います。

そこで、これから隣の県でブランド戦略がある、例えば、香川県でもK.ブランドというのが確かあってどういう内容かよくわかりませんが、同じ品目を一緒に引っ掛けて、徳島が先導して輸出攻勢していくような、そういう考え方もあるのでしょうか。

窪六次化・輸出戦略室長

委員から、近隣県と連携して輸出促進していく手法というのは、非常に重要ではないかといった意見をいただいたところでございます。

実は、ミカンにつきましては、徳島県のハウスミカンをアジアへ輸出したり、今度、貯蔵ミカンを輸出していこうと進めているところでございます。和歌山県でありますと、どちらかというところ、わせが強いといったところもございまして。そういったことで、産地間連携して、長い期間、リレー出荷の形で、お互いに相乗効果、ボリューム感を出しながら、輸出拡大を図っていくということが重要になろうかと考えてございます。

実は、平成25年9月からイオン香港店で関西広域連合と連携のフェアを実施いたしました。こういったことを皮切りに、隣県、それから今度、広島県との連携、それから和歌山県、長野県との連携を組み合わせながら、産地間連携で輸出の拡大にも取り組んでいるところでございます。昨年は11回フェアを実施いたしましたが、そのうち5回については、

他県との連携の形で実施した実績でございます。

寺井委員

もう既にそういうことをやっているということを知って、すごいなと思います。

今後、輸出するに当たって、そういう連携も含めて、徳島県全体としても、ある程度の品目が、例えば期差耕作ではないけれども、鳴門から池田のほうまでつくれるというようなものがブランド品の中に入っていければ、なおさら安定して徳島県のためになるというふうにも感じておるわけで、是非、頑張っていたいただきたいと思うところでございます。

輸出について、既にこれだけの実績があるということは、輸出する壁みたいな、例えば検疫であったりいろいろな部分については、何ら障害は出ていないのでしょうか。

窪六次化・輸出戦略室長

委員から、輸出に関して、いろいろなクリアしなければならない事項があるといったこととでございます。実は昨年も、国内では何ら問題ないようなものだったのですけれども、相手方の残留農薬の基準に抵触する可能性があるといったことを、我々も経験したところでございます。

関税以外にもいろいろな障壁がございます。2国間での検疫条件をクリアするための手続が必要であるといったこと、それから今申し上げました残留問題であるといったこととございます。これは正にチャレンジでございますので、衛生部局とも連携しながら、必要な事項については、一つ一つ積み重ね、解決しながら、事業者の皆さんとも連携して、輸出促進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

寺井委員

既に、そういうことも含めて頑張っているんだなと感じたわけですがけれども、是非これからも、農家が参加できるような世界をしっかりと進めていただきたいと思うところでございます。

もう一つ、この「平成28年度に向けた農林水産部施策の施策の基本方針」の中に出てくる「ブランド化の推進」で、これはただ単にブランド化だけではなくて、総合的に「vs東京」の中で、徳島のいわゆる安全・安心な生鮮食料品が供給できる、つくれているというのを含めての宣伝になっていくのかなという感じがするわけですがけれども、TPPを含めて、知事も言うておりますように、非常に不安な面もたくさんあるわけですよ。

その中で、特に米が非常に厳しくなってくるだろうと。もう既に7万8,000トンも今、余っているのに、輸入するという世界も生まれているわけですが、決して、これは日本のためにいいことではない。それを今度は政府が、備蓄米として7万8,000トン余分に買いますと言っても、日本に積もるお米がたくさんあるわけであって、何ら解決策につながっていかないんです。今年も来年作に向けた作付けを、7万トン近く減らしていくような方向で発表されて、生産がもうけにならないと、お米をつくらぬ方向に次第になっていく。その中で、東北地方の米どころに野菜をつくれというような話も農林水産省

が出していますよね。そうなってくると、せっかくの徳島のブランド化で野菜等々が有利に展開して、徳島のものを東京まで行って、売りつけるだけの話でないからとは思いますが、すけれども、もう少しその辺を何か考えられないのか。

例えば、大阪市場は徳島がせっけんするといいますか全部押さえていたはずが、最近は、そうでないという声も聞いております。大阪市場での売買が少し落ちてきている中で、しかも東京で勝負することはいいのだけれども、それで地元部分が失われていくというのは、非常に残念だと思っております。私も、東京でいわゆる開拓していくというのに大賛成だったんですけれども、本当にこの流れの中で、しっかりと地元も供給できるような体制というのは、つくれているんでしょうか。

新居もうかるブランド推進課長

寺井委員から、大阪市場を確保していくためには、生産振興はどういうふうになっているかという御質問だったかと思えます。

委員御指摘のとおり、平成20年までは大阪の卸売市場の取扱高でいきますと、徳島県は実は1位でございます。平成26年の状況を見てみますと、徳島県は、北海道、長野県、和歌山県に次ぎまして4位になっているところでございます。ただ実際、数値の分析をしてみますと、上位の北海道、長野県、和歌山県につきましても、生産量は、ほぼ横ばいでございます。徳島県につきましても、若干の微減ではございますけれども、ほぼ横ばい状況でございます。なぜこういう差になっているかと言いますと、例えば、長野県につきましても、ここ数年レタスの単価が非常に高くなって、一気に上がっているという状況がございます。

ただ、おっしゃるとおり、これから首都圏にも打って出るという中で、生産振興をどうやっていくかというところがございますけれども、今年度中に発足を目指している、とくしまブランド戦略推進機構（仮称）におきまして、まず産地情報と消費者の情報とを一元化いたしまして、消費地から求められるものをつくっていかうとしているところでございます。その中で、求められるものをきっちりオーダーメイド型で消費地に供給できる仕組みづくりというのを、今、構築しているところでございまして、また近々、内容については御報告させていただけると思えます。特に、本県のその機構の中の役割といたしましては、正に生産振興部分でございまして、生産者の皆さんがいかに効率的に作物をつくっていただけるかというところに、補助金をパッケージ化して重点的に配分するなどといった施策を展開しながら、生産振興に努めていきたいと考えているところでございます。

寺井委員

既に、そういう前へ向いての構想もあるということで、是非、頑張ってもらいたい。やっぱり徳島がすぐ近くの大阪の市場を押さえているということは、農家にとっても、安心してものづくり、販売については農業協同組合を中心とした世界かもわかりませんが、そこへ委ねていけるのは非常にありがたく、大事なことだろうと思っておりますので、是非、頑張ってもらいたいと思えます。

もう一点、これも確か何年か前に質問したと思いますけれども、御存じのとおり、この間、COP21で地球温暖化について、フランスで議論されたところでございます。特に顕著な例ということもないんですけれども、今年1年を通じて、エルニーニョであって、まだ海水温が下がっていないという話でございます。これから来年へ向けての気象条件は、スーパーエルニーニョだと言われておるわけでございます。1年を通じてエルニーニョが続くのではないかと、私は非常に大きな心配をしております。異常気象が続いていくという中で、例えば、新聞報道等を見ますと、温度が1度ぐらい上がってくる中で、ここ数十年は、海水がその温度が上がるのを防いでいたというようなお話もありますよね。これが一気に今年ぐらいから出てくるんじゃないかと。

今までも温暖化の中で、特にお米等々は、白田米みたいに品質が落ちてきているという中で、徳島として、そこまで読んで品種改良等々やられているんでしょうか。この間のお話の中で、確かレンコンとワカメが、早くとれるような方向とか、いろいろと新品種ができていますので、多分やっているとは思いますが、いわゆる備えあれば憂いなしという言葉がありますけれども、やっぱり先を見て手を打つことについては、今どういうふうにも模索しているのか、お聞きしたいと思います。

吉田アグリサイエンスゾーン推進幹

寺井委員から、地球温暖化に備えた研究開発について、どのような取組をしているのかという御質問をいただいたところでございます。

この地球温暖化と言いますのは、人類の生活にも影響を及ぼしかねない問題でございますし、また農林水産業にとっても、こういった温暖化が進行いたしますと、産地であったり、栽培適地というものが移りかねないと、非常に深刻な問題であると認識いたしておるところでございます。

これらの気候変動に伴いまして、現在でも生育不良、あるいは品質の悪化、新たな病害虫の発生など、農林水産物の生産に様々な影響を及ぼしているところでございまして、県農林水産総合技術支援センターにおきましても、本県農林水産業の維持発展を図る上で、最重要課題であると認識いたしておるところでございます。

現在、農林水産業の影響といたしましては、寺井委員がおっしゃいましたとおり、米の粒が白く濁って見える白未熟粒という、一見すると本当に普通の米が餅米のような感じに見られるという現象も発生いたします。また、イチゴの花が咲くのが遅れることによりまして、年内収量が減少しているということもございます。また、家畜におきましては、夏場の高温で食欲が低下することによる、増体率の低下ということもございます。また、カメムシをはじめといたしまして、様々な害虫の分布が拡大しているという現象も認識しているところでございます。

こういった対策につきまして、センターのほうでは、まず水稻でございますけれども、新たな品種の適応性の検討ということで「あきさかり」という品種実証試験にも取り組んでおるところでございます。また、御紹介いただきましたように、夏の台風を回避できるレンコンの、わせ品種「阿波白秀」、それから、高温でも育ちやすく収量がとれるという

ワカメの新品種などにも取り組んできたところでございます。これらを今後、生産現場へ速やかに普及することによりまして、産地の強化につなげてまいりたいと考えてございます。

現在の取組でございますが、冬場の海水温の上昇や栄養塩の減少により発生いたしますノリ、ワカメの色落ちを抑制する技術、それから花芽分化が早く年内収量が確保できる、わせのイチゴの品種にも、積極的に取り組んでいるところでございます。また、温暖化の影響を抑制する技術でございまして、環境の変化に対応できる品種の開発に取り組んでいるところでございます。

この温暖化は、農林水産物の生産に大きな影響を及ぼす一方で、これまで栽培が困難だった品目の導入、また、ハウス栽培による冬場の暖房コストの低減、それから、農産物の生育促進というメリットもございます。今後、そういったところに着目いたしまして、来年度、新たに設置される徳島大学生物資源産業学部、生産者、民間企業の方々と連携しながら、本県の生育環境に適応した新たな品種の開発や、そういったメリットを生かして南方系の果樹など新たな品目の導入について検討し、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

寺井委員

対応しているということでございます。私としては、本当にきちんとやってくれているというような感じがするわけです。

これから、この高温の中でいろいろと新しい野菜等々の導入も含めてやるならば、正に今、サプリメントで皆さん栄養補給をやっていますよね。高栄養価、それから機能性を持った野菜という新しいものもつくられてきていますよね。しかも、それが着目されて結構、広がっているという話も聞くんですけども、そういう点を今後、徳島県の野菜の中に、はめていけないのかということも含めて、検討していただければ非常にありがたいと。やっぱり、各47都道府県が一緒のスタートの中でするわけですから、正に知恵を出していないと今までどおりになってしまいますので、新しい先を見て、徳島県の環境は水も含めて非常にいいわけですから、その中でもっとすばらしい野菜がつかれるんだよということも含めて取り組んでいただければ、非常にありがたいなと思っているところです。

ひとつ、これから厳しい状況の中で、特にTPPは新しく具体的なことがこれから議論されていくわけでございますけれども、皆さん方はすばらしいので、知恵を出して徳島の農業を進めていってほしいと強くお願いして、終わります。

岡本委員

ミカンの話が出ていますので、ちょっと何か言わないといけないようになってきました。その前に、輸出の話というのは、本会議の質問で3億6,000万円だったのが、そんなのはいけないから、最低、倍にしないといけないという質問をして、7億2,000万円という答弁をいただいて、今に至っているんだけど。大事なところなんだけど、普通、倍になったからたくさんと思うんだけど、違う県から見たら、この額というのは、すごく少な

いからね。比較のしようがないぐらい少ないということも、御理解いただきたいと思います。

それで、いろいろと寺井委員、岡田委員から、いつも質問が出る度にミカンの宣伝ができていると思って感謝しているのですが、ミカンって、いっぱいあるよね。窪室長、御承知のとおり、勝浦のミカンというのは、貯蔵ミカンというか、今、貯蔵庫に正に入れているのだけど、春の甲子園の選抜ぐらいの時に値段が一番高い。今いろいろと、お世話になってやっていただいているんだけど、その辺の特徴というか、そんなのをうまく生かしてやるということでもいいのかな。その辺、簡単に答弁してください。

窪六次化・輸出戦略室長

岡本委員から、ミカンについての御質問をいただきました。

勝浦をはじめとして貯蔵ミカンは、もともとの貯蔵用の品種は皮が厚く、貯蔵で減酸して、品質を高めて出荷するという形のものでございます。

やはり、その特徴を生かして販売をしていく、これは国内でも、もちろんそうでございますけれども、輸出についても、そういった特徴を生かせるようにPRして拡大していければと考えているところでございます。

岡本委員

そのようにしてください。今、順調にいつていると聞いていますけど、やっぱりそこを生かしていけるようにしてください。

せっかく立ったのでTPPなのですが、実は、畜産振興議員連盟の意見交換会のときに、皆さん熱い思いがいっぱいあって、正直もう畜産はだめになるというような強い危機感など、いろんな意見をいただきました。ごく1点だけなのですが、あの時、部長もお越しでしたから、わかりやすい話が、講師の話とかいろいろと聞いてみると、この農林水産の敵は、正に財務省なのかなと思いました。よほど言おうと思ったのだけど時間がなく、発言の機会がなかったんですが、正にTPPでいけるのではなくて、いかないと。でないと、財務省が対策を打たないと。

昨日の委員会でもありましたが、TPPで一番は、やっぱり農林水産部だと思っています。今、TPP対策で土地改良に1,000億円とか、補正予算がどんどん大きく出ている。果たして、それでいいのかという話であって、農林水産部として徳島県で、今できようとしている補正予算に対して、土地改良は別にして、何を最重点に取り組んでいるか、明確に教えてください。

石田農林水産政策課長

今、岡本委員より、国の補正予算に対して、どのような取組をしていくのかという御質問をいただいております。

県といたしましては、先ほど報告させていただきましたように、「徳島県TPP対応基本戦略（案）」の策定に向けて作業を進めているところであり、講ずべき施策につきまし

ては、その基本戦略の中に盛り込んでおり、国の補正予算につきましては、県の実情に応じた対策など、今後、しっかりと活用していこうと考えているところでございます。

岡本委員

いろいろと頑張っていたいただいているのは、わかっている。でも、この議会が終わって、今何をしないといけないか。とにかく、TPPの補正予算で、あの畜産振興議員連盟で切々と皆さんが訴えていたことを目に見える形として、しっかりと補正予算をもらってきて付けないといけないのです。ほかの話はいいです。今、一番それをやらなかったら、計画を立ててもだめです。もう直近の話なんです。どれだけ皆さんが頑張って、どれだけの補正予算を獲得して、いろんな汗水流して頑張っている人に何かできるかで頑張ってください、それに集中してください。

ついでなんですが、この前の時に補正予算の「vs東京！とくしまブランドギャラリー（仮称）」を質問しました。あの時に、いいことなんだけど、なかなか難しいよ、議会ごとにそれぞれ報告してほしいと申し上げました。今、何箇月かたっているから、かなりやられているのですが、最適なスキームとか、いろいろと言っていたよね。例えば、専門家をお願いするとか、あの時は、まだ漠然としていたその辺の状況は、どうなっているのですか。

新居もうかるブランド推進課長

岡本委員から、「vs東京！とくしまブランドギャラリー（仮称）」についての進捗状況についての御質問をいただきました。

9月補正予算で予算を付けていただきまして、施設の早期開設、それから持続運営を可能とする最適スキームに向けまして、事前調査を開始したところでございます。

具体的な調査の内容といたしましては、県の共通コンセプトである「vs東京」を基本としまして、徳島の食とライフスタイルの魅力を発信するために、その方向性についての提案をいただくというのが一つ。この方向性を実現するために、その情報発信拠点の開設に向けた事前調査、この2本立てで行っているところでございます。施設につきましては、運営形態、規模、それから採算性、イニシャルコスト、それからエリアのことですとか、物件の情報、それから市場調査、様々な法規制について、調査が始まったところでございます。

全国公募で事業提案いただきまして、株式会社オープン・エー、株式会社アール・プロジェクト、一般社団法人キキーチャート、この3社のコンソーシアムに対して事業を委託しているところでございます。株式会社オープン・エーにつきましては、最近はやりのリノベーションのはしりで、東京R不動産という名前で行っておりますけれども、施設のプランニングから設計まで行う企業でございます。株式会社アール・プロジェクトにつきましては、都内でレストラン併設型のゲストハウスを運営している会社でございます。こういうノウハウを持っている会社でございます。最後の一般社団法人キキーチャートにつきましては、徳島県内で地域活性化コンサルティングを行う企業体ということで、こうい

うチームによる調査が既に始まったところでございます。

岡本委員

大体わかったんだけど、来年度ぐらいからしたいと思うんで、もうちょっと進めていかないといけないと思うのだけど、例えば施設のコンセプト、収支計画など、今、説明がなかったけど、そんなのはどうなんですか。

新居もうかるブランド推進課長

岡本委員から、内容についての御質問をいただきました。

まず、調査の進め方というところでございます。最初に申し上げたとおり、徳島の食とライフスタイルの首都圏による魅力発信の方向性を考えていくとともに、この方向性を実現するための拠点施設の、レストラン、マルシェ、ゲストハウスといったものの大まかな機能、それからそれに必要な規模、例えばゲストハウスなら何床ぐらい必要なのか、レストラン部分は何平米ぐらい必要なのかななどを検討していく上で、ある程度のめどを立てまして、それに必要な収支計画、必要なイニシャルコストを、まずは中間報告で委託業者から報告いただこうと思っております。

実は、この委託事業につきましては、完全にお任せするのではなくて、報告書の中身をつくり上げていく過程で、県庁を横断的に組織するタスクフォースをつくりまして、大まかな機能、規模、それから収支計画が出てきた時点で、このタスクフォースと委託業者がセットになって、いろいろと検討を進めたいと考えております。それで、大体、基本方針が決まりましたら、詳細な機能、定性的な立地条件などについても、更に委託業者から御提案いただき、これにつきましても、委託業者とタスクフォースの中で十分検討していくこととしております。最終的には、2月末に最終的な報告をいただくという段取りになっております。

岡本委員

正にお任せではいけないですね。素朴な疑問として、何で商工労働観光部でないのか、いろんな話が実は出ているんです。私は、農林水産部でやることに意義があると思っ
ているんだけど、そういう意見が非常に強い。

正に県庁の中でいろいろと話をされて、そこは非常に重視してやってほしいのだけど、2月うんぬんということになると予算が要るよね。多分、この前の補正予算の分というのは、もう使っているというか、知っているよね。先ほどの部長の話で、「平成28年度に向けた農林水産部の施策の基本方針」の中にも「『とくしまブランドギャラリー（仮称）』によるブランディング機能の構築」とあって、2月にと言うけど、来年度にはしたいんでしょう。もちろん予算がないとできないんだけど、その辺の予算というのは、どうなんですか。

新居もうかるブランド推進課長

「とくしまブランドギャラリー（仮称）」の予算編成時期ということでございます。

来年度の開設という目標を掲げて、ただ、それはできるだけ早くということで考えております。来年度中の開設という目標に対して、来年度のできるだけ早い時期に、できるかできないかを今、一生懸命、検討しているところでございます。まず、予算ありきの話でございまして、2月なのか当初なのか、補正なのかは、まだ私の口からすぐ申し上げるところではないんですけれども。ただ、実は、東京で改装するための物件を探すという一つ大きい宿題がございまして、これに相当な手間と、逆に首都圏の物件価格が高騰しているという状況がございまして、できるだけ早く私どもも取り掛からないといけないというところでございます。

岡本委員

なかなか大変なのはわかるんですね。でも、せっかく補正予算も組んで、知事も行って何とかしようとやっている。ただ、東京は高い、もうずっと毎日上がっているという状況だけど。我々も当然、予算面では応援しないといけないのだけど、少なくとも、来年度の予算は今やっていますよね。その時にきちんと上げて、しっかりと説明して、とにかく、やり抜くという気持ちでやっていただかないと。補正予算を掛けてやっているのだから、しっかりと我々も応援すべきところはします。それが、徳島県の正にTPPの、寺井委員がよく言っている、農林水産物のある意味で核になることを期待していますから、しっかりとその辺はやってください。部長の決意は、どうですか。

犬伏農林水産部長

岡本委員のお話のとおりでございまして、我々、大車輪で委託業者とも検討を進めているところでございます。農林水産部がこの施設をつくるというのは大きな決断が要ったわけですが、正に徳島の食を通じて、首都圏の方々にアピールしていこうと。とくしま回帰と言いましても、まずは知ってもらうことが一番大事でありまして、知ってもらって、ファンになってもらって、徳島に来てもらって、来ていただいた上で、中には住んでいただく方もいらっしゃる。こういう仕組みで進めていきたい。

ただ一方で、費用面において首都圏では、かなり高額な賃料等が考えられますので、立地場所についても、ここは慎重にやっていく必要もございます。これらの兼ね合いが、なかなか難しくございますが、農林水産部、全力を挙げて、この事業をしっかりと完成させるように頑張っていきたいと思います。

岡本委員

正に、場所があって、例えばうちのアンテナショップは、銀座は1年間2,700万円の家賃でした。秋葉原に変わったら、ほとんど要りません。人は秋葉原のほうが、たくさん来ている。この前も言ったけど、すだちと全部メニューに付けたら、正に、すだちの宣伝はできている。そんなことがうまく行って何とかしてほしいですね。今の部長の決意を聞いて、終わります。

岡田委員

今回、いろんな資料を出していただいております。まず、基本計画ということでつくっていただいております。実は、この基本計画の中で、戦略の中に徳島県ブランドを守るというのは当然あるんですけど、この冊子の30ページに「『なると金時』はじめ『だいこん』、『渭東ねぎ』、『鳴門らっきょ』など、本県砂地畑園芸の維持発展に向けて」と、手入れ砂を書いております。この平成19年度から川砂を利用できるということで、非常にその対策というのはありがたい話なんですけど、やはり農家の皆さん方から、海の砂を使いたいというか、海砂はどうにかできないかという、お声が非常にあります。

この川砂が使えるようにしてくれたというのは、農業のブランド、なると金時はじめ、いろんな砂地畑のブランドを守るという意味では必要な対策ではあるんですけど、やはり海砂と比べると、ミネラル分が少なかったり、粒子が大きかったり、海砂と川砂の違いは何かと聞いたら、その粒子の大きさなんです。やっぱり川にもまれて自然に流れ着いた海の砂というのは、粒子が丸くなっている、小さくなっているという話です。

農林水産部の皆さんは重々御存じの話で、いろいろと対策を打って来て、川砂も砕いたり、いろいろな加工をしたり、今その経験で、非常に手入れ砂として使い勝手がいいように研究していただいている最中だと思うんですけども。いろんな日本を取り巻く環境も変わってきましたので、海砂は無理だったという部分も心の中にとどめながら、検討していただくというのは可能なんじゃないでしょうか。

新居もうかるブランド推進課長

岡田委員から、手入れ砂につきまして、海砂を使えないか、使える可能性はないのかという御質問でございます。

委員御承知のとおり、いろいろな経緯がございます。今、吉野川の砂をできるように、知事も国土交通省にも要請して使えるようになっているところでございます。実際、そういう状況があり、研究の結果、吉野川の砂というのが、鳴門海峡の海砂と非常に組成が似ていて、適しているという結果も判明しております。実際、使っている農家もいらっしやるわけです。ただ、やっぱり生産者の皆さんからは、海砂を以前のように使えないかという声があることも承知しておるところでございます。

一応、海砂の使用を認められているのが、今のところ平成28年度、来年度まででございます。平成28年度までの申請なので、これからまた更新に向けて、いろいろと国土交通省とも協議を進めていかなければいけないところに来ております。その中で、生産者の声も国土交通省に届けながら、そういう期間延長の中で、もう一度、協議を進めてまいりたいと考えております。

岡田委員

川砂は、もう是非。逆に言うと、川砂がなくては徳島県の、なると金時はじめ、代表のブランドが支えられないわけで、当然、平成28年度以降の交渉も続けていただきたいと思います。

それからもう1点、輸出の拡大に向けて、六次産業化と連携するところも一つの重要なポイントではないかということをごさいます。それに向けて進めていく中で、やはり、食品の輸出というのは、輸送に非常に難しいところがありまして、特に生鮮ですと、日本国内で出荷するようにコールドチェーンができていところは、少のうごさいます。そういったことから、岡田委員おっしゃったように、輸送しやすいということからも、六次産業化商品の輸出の拡大にも力を入れていかないといけないと思っているところをごさいます。

香酸かんきつを例に申し上げますと、ユズをEUに向けて今、輸出を拡大しているところをごさいますけれども、ユズの青果はもとより、いろいろな加工品をごさいます。この加工品のほうが、通年、輸出ができるものをごさいますので、そういった加工の分野を進めて六次産業化商品にして、併せてPRし、輸出の拡大という委員の御提言を生かせるように取り組んでまいりたいと考えてごさいます。

岡田委員

是非お願いしたい、というのも多分、香川県でドライにしてパウダー状のしょうゆをつくっているんですね。そうすると、海外旅行にも持っていけるし、海外にお土産として渡すときに負担にならない。なぜそんな話が出るかというと、飛行機はいろいろとテロ対策などで、液体の持込みが限られていて専用袋に入れないといけないから、しょうゆを持って行きたいといっても、大きいバッグに入れないといけない。今までみたいに機内に持込みできないから、食べる時に付けたいというのができないとなる発想でいくと、ドライにしたらパウダー状なので、全然普通に持込み可能になると。

だから、その状況に応じて、今の世界の動きのニーズを適切に捉えて、それに合った商品を開発していかないと、いくらこれがいい、徳島のおいしいものをつくったから絶対おいしいですと言っても、おいしいものは、ほかにもいっぱいあるんですね。徳島県以外の産地も頑張っているし、同じようにブランド戦略に力を入れているのだから、徳島県が、では次のアイデアは何というところかいくと、もうひとつ知恵を絞り込むと。今の状況で、液体がいけないのだったら乾燥させて粉状にしよう、生がいけないのだったら1日天日干しして乾燥させて軽くしたら持っていける、今、乾燥野菜は非常に、はやっているからドライフーズなど、そういう消費の動向と連携しながらしてほしいと思います。

是非そのあたりの情報は、アンテナを高くしてほしいとともに、先ほど消費者の方のお声を聞くというのがあったので、実際、消費者の方のお声をどのように聞いているのかという部分が反映されてくる商品開発になろうかと思ひます。

今後とも、出すだけが目的じゃなくて、やっぱり買ってもらえるものをつくらないと。買ってもらえる商品を、どう開発していくか、どういうきっかけで買ってもらえるのか、パッケージがかわいいから買ってもらえるものもあれば、パッケージが軽いから買ってもらえるものもあるという、その部分が、それこそ戦略だと思うので、絞り込みをして、是非、徳島県ブランドを7.2億円に。今から倍ぐらいになったと言っても、それでも多分、国の総輸出額からすると1,000分の1、7,000億円のうちの7億円という話で、まだまだ

大きな市場が待っているのです、もっと頑張って徳島県の農産品ブランドを売ってほしい、是非、取組を続けていただきたいと思います。

取組としてもう一つ、消費者の意見という話があったので、消費者にどのように意見を聞かれていますか。

窪六次化・輸出戦略室長

今、消費者の意見というか、実需者の意見をどう反映していくのかということでございます。例えば、フードコーディネーター、ソムリエなど、消費者のお立場であり専門的な知識を持たれている方に、商品開発の中にお入りいただくといった形で、今、進めているところでございます。今後、そういった取組は、やはり大事だと思いますので、いろんな分野で商品開発の段階からお入りいただけるような取組を、今後とも進めてまいりたいと考えております。

岡田委員

現状でそれなんで、やはりその倍を目指すなら、違う発想であったり、もう少し枠を広げて。高齢者の男性の方が料理されたりし始めているので、これは国内消費に向けてですけど、対象者をある程度決めて、どういうものだったら食べてもらえるのかとか、病気に対してどういうものかというような部分のリサーチを、もっと農林サイドにしてもらう必要があると思います。また、ここにあるように働くお母さん、介護世代の方へ向けての六次産業化も当然だし、それは六次産業でなくても、農産品をどういうふうに売っていくかというところが非常にあると思います。

この中でも、ほとんど男性の職員なので、どのようなものを自分たちでつくって食べるのかという話をするだけでもリサーチになると思います。身近なところからアイデアを出して、やっぱり自分だったらこんなのがあったら買うという目線が絶対大事だと思うので、徳島県のを宣伝するのもそうだけど、自分が食べておいしいからこそ宣伝するのであって、そこの部分をもっと真剣に考えてほしいと思います。いかがですか。

窪六次化・輸出戦略室長

委員から、今後、一層にというふうな励ましの言葉をいただきました。

「平成28年度に向けた農林水産部の施策の基本方針」の中にも、「新製品の開発」のところで、「子育て・介護世代向け『六次化商品』の開発の促進」と入れさせていただいております。やはり、実際に使っていただける消費者の方に、商品開発の段階からお入りいただいて、実現できるよう取り組みたいと考えてございます。

岡田委員

是非、お願いしたいと思います。

それと、また東京の話になるんですけど、先日来、レンコンがメディアに出させてもらう機会が多くて、先ほど、東京に行って知ってもらうことが大事だと部長がおっしゃって

いましたけど、メディアに出ることによって、年末のレンコン農家は非常に毎日忙しく、ありがたいことに、かなりの需要があるようなお話を伺っております。

打って出ていくのも当然必要ですけど、やっぱりいろんなツールを活用して県産品をPRするという部分では、テレビ「ザ！鉄腕！ダッシュ！！」の、若い世代へのPRというのが非常に効果があったように聞いております。そのあたり今後、メディア戦略等々というのは、農林として仕掛けていく予定はあるのですか。

新居もうかるブランド推進課長

岡田委員から、メディア戦略についての御質問をいただきました。

メディア戦略につきましては、数年前より、特に首都圏でのメディア戦略に取り組んでいるところでございます。どういうことかということ、主にマスメディアの中でもテレビにつきましては、キー局が集中しているということで、首都圏でマスメディアへのPRを図ったところでございます。

具体的に、どんなことをしたかということでございますけれども、実際、番組をつくっているプロデューサー、ディレクターなどに当たりを付けて、例えば、なると金時、すだちが出始めた時期などに、通常、企画書をファックスで送っても見てくれず、机の上に積まれているというふうな状況でございますので、例えば、人に紹介してもらって実際に直接お会いして、プレゼンさせていただく。また、これは2年前の事業でございますけれども、県庁内でメディア戦略のワークショップを開催し、関係各課から担当職員が集まりまして、例えば、観光であれば阿波おどりは夏ですよ、すだちも夏ですねと、季節ごとにどういう売り物があるかという一覧の冊子を、そのワークショップでつくりマスコミに提供することによって、取材ネタを探していただく。そういうような取組をしているところでございます。

その結果、いろんな番組に取り上げられて、この間の「ザ！鉄腕！ダッシュ！！」もそうだと思いますけれども、それ以外にも、大手のアルコール会社に、すだち入りのリキュールが販売されたりという効果もございました。ですので、そういうことを今後も東京本部と連携しながら進めていきたいと考えているところでございます。

岡田委員

是非、継続して、いろんなツールを使って、いろんな情報発信の仕方、またそれが後押しになって、東京でつくろうとされている部分も併せていかないと。物をつくったからいけるのではなく、メディア活用であったり、いろんなツールを使っていかないと、徳島の本当のおいしさ、品質、鮮度などは伝わらないと思います。

うまくトータルで活用しながら、徳島県のでつくったものを日本国内、並びに全世界全域に販売できるように、是非、取り組んでほしいと思いますので、要望して終わります。

岡委員長

午食のため、休憩します。（11時58分）

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）
それでは、質疑をどうぞ。

山田委員

午前中の討議を踏まえて聞いていきたいと思います。

まず、部長報告からあった、基本計画の9月の事前委員会の素案から、今回の改訂案、パブリックコメントやその他、審議会の意見を踏まえて変えたという報告がありましたけれども、簡潔で結構ですから、どういうところが、どう変わっているのかを、まず御報告ください。

國安総合政策課政策調査幹

今、委員から、基本計画について、9月の議会時に提示したものとどこが変わったのかという質問をいただいたところです。

まず、今回の改訂につきましては、TPP交渉などグローバル化の進展の対応や、待ったなしの課題である地方創生の実現といった、本県農林水産業の喫緊の課題の対応を主眼としているところであります。

9月議会におきまして御報告させていただきました改訂素案についても、とくしまブランド戦略推進機構（仮称）創設による生産から販売までのトータルサポーターの強化、アグリサイエンスゾーンの構築による新技術の開発・普及の促進や六次産業人材育成、インバウンド向け農林漁業体験メニュー開発による国内外との交流の促進などを政策に取り組んでいたところでございます。それで、本年10月5日にTPP交渉が大筋合意に至りまして、本県農林水産業への影響も想定されることから、最終版の策定に当たっております。

その具体的な内容につきましては、まず飼料用米の作付推進や輸出新製品の開発等の水田農業振興に係る対策の拡充、それから優良系統の導入等による家畜改良や担い手への技術支援等の畜産業振興に係る対策の拡充、それともう1点は、地域間連携の推進強化による物流の安定化や地理的表示登録の支援等の攻めに向けた輸出の促進に係る取組の拡充でございまして。

山田委員

そういうところは変わったのだろうけれども、TPPをたたき台にして書いたと今、答弁されました。例えば自給率ですね。具体的に言ったら、37ページ「カロリーベースでの食料自給率」は、現状が44%で平成28年に50%に増えると。

つまりTPPは、徳島県にとってはカロリーベースも含めて、そんなに大きく深刻な影響を与えないのだと、こういう目標だという点でいいですか。

國安総合政策課政策調査幹

T P P 対応はどうなっているかという御質問だと思います。

基本計画につきましては、T P P などグローバル化の進展の対応に向けてということで、策定しているところです。それに向けて、ブランド戦略とか新次元の林業等々の対策をつくっているところです。

今回のT P P への対応におきまして、基本計画で定めた目標を達成するために、今回、御提示させてもらっています「徳島県T P P 対応基本戦略（案）」を作成しているところでございますので、基本計画の目標数値につきましては、9月時点の数値とは変更しておりません。

山田委員

目標は変わってないんですよ。本当に、これでT P P の危機感が反映された基本計画になっているのかと思います。その点についても随時、聞いていきたいのですけれども。

その上で、この2015年の農林業センサスの速報値が出ました。徳島県の農業就業人口、1990年、そして前回の2010年と現在の数値を御報告いただけますか。

國安総合政策課政策調査幹

委員から、2015年の農林業センサスの結果の概要値を言われております。

農林漁業の経営体につきましては1万8,745経営体で、5年前に比べまして3,834経営体の減少をしております。このうち、農業経営体につきましては1万8,515経営体、林業経営体につきましては1,100経営体となっており、5年前に比べまして、それぞれ3,531経営体、799経営体が減少しているところでございます。

山田委員

1990年と比較したら、農業人口で25年で半減という状況だと、もう新聞にも報道されております。本当に、そういう面では、今回2015年の概要値では半減と、1985年以降、最大の下げ幅というふうな状況になっていると、既にるる報道されております。

そこでもう一つ、いろんな手法があるんですけど、就業者の平均年齢と65歳以上の割合について、それぞれ1995年、2010年、今回、どういうふうに変化してきているのかということについてお伺いします。

岡委員長

小休します。（13時11分）

岡委員長

再開します。（13時11分）

國安総合政策課政策調査幹

今、手元にある数値でございますが、農業就業人口につきまして、説明させていただきます。

す。平均年齢につきましては、平成22年が65.9歳となっております。平成27年度については、66.8歳となっております。

山田委員

これも66.8歳ということで、非常に高齢化が進んでいると。全国平均が66.3歳ですから、全国平均よりも徳島県は進んでいるという状況だし、65歳以上の割合は64%、これはもう既に報道されているので、一応こういう数字は、基本的に押さえてほしいと思うのですが、数字のことばかり聞いてもしょうがありません。

今回出された基本計画、「長期ビジョン編」、中短期というか「行動計画編」というふうな格好で書いてきているのですが、長期計画は2025年と長期ビジョンで、一応そこまで見通してということになっています。

よく聞かれるのですが、この高齢化及び農業就業人口の減、つまり担い手が不足するような深刻な事態だという状況になっているわけです。そういう状況の中で、全国平均とほぼ同じ水準だから、徳島県的にはこの担い手不足は全国と同じような理由だというふうに認識されているのかという点が1点。

それから、先ほど言いました長期ビジョンの2025年ぐらいの徳島県の農業人口は、一体どういうふうに推計されているのか、いないのか。対策をとった場合、とらなかった場合。いつもやりますね。人口減少のときも2060年までに対策をとったら、こうというふうなシミュレーションをしています。当然、農林でもそういうシミュレーションも含めてしていると思うのですが、していたら、御報告ください。

國安総合政策課政策調査幹

2025年の農業者の人口について、推計しているかということなのですが、この基本計画においては、平成28年度までの計画でございますが、まず新規の就業者の人数を想定しております。今年度、改訂しました新未来創造とくしま行動計画におきましては、今後4年間で目標としております新規就業者の人数を書いているところでございます。

山田委員

だから、その具体的な数字を教えてくださいという点が1点。

2025年、この状況でいったら、徳島県の農村部の風景は、どういうふうに考えているかということについて、皆さんも御努力されて、いろいろと対策を打っています。その対策の結果、ここまではというふうな長期ビジョンの中での、そういうシミュレーションはしているのかしていないのか。していなかったら、するつもりはあるのかないのか、という点についてもお伺いします。

國安総合政策課政策調査幹

長期のビジョンを作成しているかどうかということでございますが、今のところ作成はしていません。

山田委員

少し議論を整理してもらって、2025年の徳島県の農業風景、していないと。では、するつもりはないのかと。いろいろと困難な状況もあるのでということなのですか。人口ビジョンについては、既に出ております。これが正しいかどうか別として、2060年までに対策を打ったらここまで上がると。農林分野については、そういうシミュレーションはするつもりもないということですか。

國安総合政策課政策調査幹

今、農林において、そういうビジョンをつくるかどうかという御質問でございます。

今年度つくられた総合戦略につきましては、東京一極集中の打開、地方創生ということで、将来の人口ビジョンを策定し、それに基づき、計画をつくっていると思われま

す。ただ、当部におきましては、基本計画において、そこまで、2025年以降のビジョンというのは、今のところ策定はしておりません。

山田委員

部長か副部長に聞くけど、そういうことをする必要はない、困難だというふうに理解するのはすけれども。まだ青写真ですけれども、一応、2025年の長期ビジョンということで掲げています。そうしたら、2025年の徳島県の対策を打った場合は、こういうふうな状況になる、十分打てなかった場合はこうなるという面でのイメージについては、どういうふうなことが考えられますか。

山本農林水産部副部長

ただいま委員から、農林水産業を取り巻く厳しい状況の中での、様々なデータ分析の御意見、御指摘をいただいたところでございます。

確かに、少子化あるいは高齢化という、日本全国、同じでございますけれども、本県を含めての人口構成の変化という中にありまして、当然、農林水産業の分野におきましても、人口構造の変化の影響というのは、当然、避けては通れないものが現実としてはあろうかと思えます。加えまして、農林水産業を取り巻く状況は、当然グローバル化の影響もプラスの影響、マイナスの影響ございますけれども、そういう社会経済環境の取り巻く影響という中で、攻めの要素と守りの要素、様々な厳しい要素がございます。

そうした中で、我々、この基本計画にも書かせていただいておりますけれども、まずTPP、グローバル化にきちんと対応していくんだ、攻めと守りで対応していくんだと。それとともに、いみじくも委員からお話がありましたマクロな県の人口推計、地方創生の総合計画の中で、総論としてはそういう形で、ひとつ数字を出させていただいております。我々農林水産業も、この地方創生の中で担うべきものは、本県基幹産業としては大きいという意味合いで、この基本計画の長期ビジョンの中にも、地方創生の実現に向けて我々の担うべき役割というのを、きっちりと認識した形で書かせていただいております。

います。

ですから、そういった認識のもとに、きちんとやってくということをございまして、また国からもいろいろと冒頭、委員からお話がありましたように、農林業センサスなど農林業を取り巻く様々なデータが出てございます。我々、当然こうしたものを分析しながら、きちんと効果的な対策を考えていく、企画していくことが大事だと思っております。

確かに、全国のトレンドとほぼ同様に、非常に厳しい数字がございます。今回、2015年、2010年と比較してまいりますと、全国的には厳しい状況にあつて本県は、例えば専業農家の数というのが、2010年が7,023戸であったのが7,263戸と、240戸のわずか3%の微増でございますけれども、そうした兆しもあるわけでございます。そうした細かいデータの分析を行い、我々、これからの施策も考えていきたいと考えております。

山田委員

基幹産業としての農業人口、今回の調査でいわゆる1985年の調査以降、最大限の落ち込みという上で、今度はTPPです。という状況だけに、その効果を打って攻めて、今日、効果の攻めのところは、ブランド戦略等々が議論になりましたけれども、先ほどもあつたように、私も全国的に見たら一体どうなのかという問題も残ります。

そういうふうなことを含めて、先ほどの専業農家の数も、既に報道されておりますけれども、その中で一方、耕作放棄地も深刻な状況にあるということで、1990年、前回、2015年、わかったら教えていただけますか。

井形農業基盤課長

ただいま、山田委員から、農林業センサスにおける耕作放棄地の状況について御質問がありました。

徳島県の平成22年、前回の耕作放棄地の面積でございますが4,464ヘクタール、平成27年度の耕作放棄地の状況につきましては4,582ヘクタールとなっております。

山田委員

これは、もう報道もされて、実は過去最大なんですね。4,582ヘクタールというのは、小松島市に匹敵するというふうにも報道されています。もうそれぐらい耕作放棄地の問題が本県にとっても非常に深刻な状況になっているということです。

耕作放棄地対策として、遊休地を借り上げて大規模経営を目指す。先ほど専業農家という話もありましたけれども、そういう農家の皆さんに借り出す農地中間管理機構は、全都道府県に配置されているようですけれども、本県の貸付面積の目標と実績、全国平均も併せて教えていただけますか。

水田農業基盤課副課長

農地中間管理機構についての御質問でございますが、本県の担い手への集積の目標面積については、1万4,200ヘクタールとなっております。

岡委員長

小休します。（13時24分）

岡委員長

再開します。（13時25分）

井形農業基盤課長

ただいま、山田委員から、農地中間管理機構による事業の実績、全国と徳島県の実績というふうな御質問がありました。

全国の実績としましては、平成26年度の機構借入面積としまして2万3,896ヘクタール、徳島県の実績としまして38ヘクタールとなっております。

山田委員

いやいや、本県の貸付面積も含めて割合はどうかという点も含めて、お答えくださいということだから。

井形農業基盤課長

失礼いたしました。平成26年度の目標面積、全国が14万9,210ヘクタールに対しまして、機構借入面積が2万3,896ヘクタール、機構の寄与度としまして16%となっております。

一方、徳島県の平成26年度の目標面積890ヘクタールに対しまして、先ほど申しましたように38ヘクタールの機構の借入実績がございまして、機構の寄与度としましては4%となっております。

山田委員

4%なんですね。全国平均よりも、これはまだ深刻な状況になっていると。この農地中間管理機構については、いろんな意見も見方もあるので、単純に今、数字だけ聞いているわけですがけれども、この面でも、基本計画35ページに、耕作放棄地解消面積の現状が321ヘクタールで、来年は700ヘクタールにするという目標が掲げられています。実は、また数字がすごく上がっているんですね。TPPで耕作放棄地が更に増えるだろうと思うのですけれども、それがこの見通しと。一体これはどんな検討がされて、これは出したらいいというふうなものなのか、私自身も、これは本当に実りのあるものにしていかないといけないと思うんです、徳島県の基幹産業ですから。その辺で見たら、この35ページに、来年700ヘクタールを解消面積として掲げた理由と見通しをお伺いします。

井形農業基盤課長

ただいま、山田委員から、基本計画における耕作放棄地解消面積の、平成28年度目標が700ヘクタールであることについて御質問がございました。

耕作放棄地対策につきましては、非常に重要であると認識しておりまして、過去、県といたしましては、国補事業の耕作放棄地再生利用緊急対策を活用しまして、耕作放棄地の再生に係る助成を行ったこと。また、県単事業の「みんなで守ろう地域の農地支援事業」により、耕作放棄地の解消、発生防止を図るための新たな栽培体系の確立。3点目としまして「とくしま明日の農業農林水産業づくり事業」により、耕作放棄地を解消し、営農を始めるために必要な農業機械の導入、このような対策を支援してきたところでございます。

このような取組によりまして、平成26年度までの7年間の数字でございますが、578ヘクタールの耕作放棄地が解消されてきたところでございます。このような解消実績を参考に、これからの取組の強化も含めまして、平成28年度は700ヘクタールの耕作放棄地解消を図るという目標としているところでございます……（「累計」と言う者あり）累計でございます。

山田委員

これは累計だということね、そのとおりですね。しかし、この数字で、またこれからTPPのいろんな影響があって、この見通しというのは、真剣に議論されたものか、現実性のあるものか、それとも希望的観測が入っているけれども数字で掲載したものか。この点については端的にどうですか。

井形農業基盤課長

ただいま山田委員から、700ヘクタールについて、過去の実績に更に綿密に検討した数字であるかということでございます。

先ほど回答させていただきましたけれども、昨年度から農地中間管理事業が始まっておりまして、初年度については、なかなか実績が上がらなかったということでございますが、農地中間管理機構へ担い手への農地を集積することによって、耕作放棄地の発生防止につながるということは考えられます。県としましては、目標数字を700ヘクタールと設定したことと併せまして、農地中間管理事業の推進に努めているところでございます。

農地中間管理事業につきましては、今年は重点推進地区を10か所定め、また庁内的にはプロジェクトチームをつくって推進に努めているところでございます。この農地中間管理事業による集積も含めて700ヘクタールということを考えております。

山田委員

平成28年ですから、私が仮に2年間経済委員会にいたら最後まで、こういう数字の確認の検証ができるなというふうに思いながら、この取組については見ていきたいと思っております。

その関係で基本計画、私自身は、この数字自体は、どう見ても希望的観測で上へ上げたらいいいという数字が、かなり、ちりばめられているなど。本当に今の実態を見て、必要な手立てを打ってという格好にしていけないと、まずいのではないかという思いもあって、そのことが徳島県の厳しい状況を打開する上で、全てとは言いませんけれども多くは、皆さんが取り組んでいること自体は非常に意味のあることと思うので、一緒に考えながら進

んでいかないといけないと思います。

T P P問題で出前調査結果が、この前の事前委員会で260件報告されて、先行き不透明、経営の継続や後継者への継承が不安、品目ごとの詳細な影響などを求める声もあったと。実は私自身も、この間、農業関係者の皆さんからいろんな声をお伺いしました。一つは、「丁寧な説明がほしい」という声もあります。それはそうです、T P Pは今、概要版が出ていますけれども、出ているのは、あの英文の10分の1程度です。

実は、この中にも書いていないけど、T P P交渉とともに、日米の並行協議の問題も併せて、ワンセットにしながら見ていかないといけないとも思います。そういう面での情報公開、政府が臨時国会を開いていないわけですから、本来、説明しないといけないので、これは皆さんに責任はないです。本来は政府が臨時国会で、このT P P問題について、きちんと報告するというのが筋だと思うんです。

また、「関税撤廃のマイナス影響を補う価格補償対策をとってほしい」、一方、消費者からは、「安かろう悪かろうでは困る。遺伝子組替表示変更やポストハーベストの容認など、食の安全・安心が損なわれて、命や健康をむしばむようなことになったら大変だ」、こういう意見も出ております。ある農業関係者には、もっと厳しいことを言われました。この関係者はかなり詳しい農家の方なんですけれども、「徳島の農業政策体系が崩れるのではないか」、「土台が崩れて補填などでは間に合わないのではないか」という意見もあって、中には「余力があるうちに、もうやめようか」、「扱っていた農地についても宙に浮いて、耕作放棄地も増えるのではないか」という声も聞きました。

本当に未曾有の、我々が今まで経験したことのないような、新たな課題、困難に直面すると、こういうふうな状況だと思います。そこで、全国知事会が、県ごとの影響調査を行い公表するようにと国に求めたと聞いておりますけれども、この状況は把握されていますか。

岡委員長

小休します。（13時34分）

岡委員長

再開します。（13時35分）

石田農林水産政策課長

そのようなことがあったのは承知しております。

山田委員

実は、県ごとの影響調査を知事会が要請しています。非常にこれは重要な要請だと思うのですが、つまり県ごととは、どういうことかと、やっぱり各地のそれぞれの特徴があって、T P Pの影響もそれぞれに違うということがあると思うんですね。

そこで、国はもちろんなんですけれども、県自身も260件の出前調査自体は非常に貴重

な調査だと思えますけれども、これで全分野の意見を聞けるのかと私は思うんです。例えば京都府では、既にこれについての補正予算で、TPPの問題検討調査費を今回も補正で計上している。徳島県は、基金は積むと言ったけれども、ここから年度末まで一体どうするのか。内部で詰めていろいろと資料はつくるでしょう。だけど260件だけで、先ほど言った、知事会が県それぞれの違いがあるから調査してくれと言っているわけですよ。だから、本当にきめ細かく、県民の状況をきちんと影響調査を行う、独自調査をするというぐらいのことは必要だと思うんです。

実は、対策をとるといっても、TPPの見通しは、ある識者によったら、来年11月のアメリカの大統領選挙までは決着がつかないと、これが多くの皆さんの声です。そういう状況から見たら、一定、腰を据えながら、しかし、県民の皆さんの不安、先ほど一部紹介しましたけれども、そういう声を丁寧につかむための調査を県としてする。独自調査を行うことは、TPP対策、また基本計画の関係からいっても、本当に必要だと思うのです。これが、県としてやらなければならない課題だと私は思うのですけれども、山本副部長いかがですか。

山本農林水産部副部長

TPP対策を、我々も本会議におきましても、今議会におきましても、知事からも答弁させていただきました。あるいは畜産分野のことでございましたけれども、部長からも御答弁させていただきました。確かに前段で委員からは、いろいろと定性的な分析のお話もありましたけれど、国もまだ出せていない。実際、大筋合意になるまで全容がわからない、定量的な分析というのが、なかなか難しい中で、できる限り我々も定性的な分析のもとで速やかに対策をとっていかねばならないという気持ちで今回、出前調査をさせていただいて、本日この基本戦略も出させていただいて、議論していただいているという状況でございます。

さらに、これも知事が本会議で答弁があったとおり、年内に策定する基本戦略のもと、今後とも現場の声を十分に受け止めつつ施策を打っていくんだと、我々はそういう気概を持って、これから取り組んでまいりたいと考えてございます。

山田委員

気概はもちろん重要なことなただけど、先ほど260件というふうな話が出ました。非常に貴重な取組ですと。

しかし、これで網羅的に、徳島県はいろんな地域がありますというような状況の中で、一体、把握できるのかということで見たら、基金等々も活用してということになるのかと思うんです。こういうふうな調査も含めて、やっぱり県民の声を、先ほど消費者の皆さんの声をという話も出ましたけれども、一部の団体の皆さんの声は貴重ですけど、それだけでなくて、本当に農家に従事している多くの皆さんの声を拾うということは、重要だと思うのですけれども、その点についてはどうですか。

山本農林水産部副部長

今日、部長が冒頭、御報告させていただきました269件の調査をしてございますが、この269件につきましては、もちろんそれぞれの分野の団体から当然お話を聞かせていただいておりますし、市町村も全て回らせていただいて、首長もしくは首長に近い方から直接お話も伺っております。さらに、実際に農家、畜産農家もそうですし、それぞれの分野、農林水畜それぞれの生産農家のところにも、我々の職員が全て、部長をトップに回らせていただきましたけど、正に、生産農家の方から現場の切実な声をお伺いしているところでございます。それに基づいて先般、提言もさせていただいたし、またそういうことを踏まえまして、今回の基本戦略をつくらせていただいているということでございます。

山田委員

もうこれ以上したら平行線になりますけれども、是非とも、今日の付託委員会を踏まえて、調査が269件まで増えたことは評価します。しかし、実際そこから更にいろんな声がある。だから、そういう声をできるだけ集めて、先ほど言ったように、TPPは恐らく長くなりそうですから、腰を据えた格好で県民の意見をしっかりと、特に農業従事者の皆さんは、やめようかと思う人もいっぱいおります。そういう人に対しても発信しながらということが必要なので、そういうことを含めて調査に当たってほしい。

また、そういう面での基金活用も、もちろんいろんな対策、先ほど土地改良事業に1,000億円という話が出て、本当はウルグアイラウンドの時に一体、県はどれぐらい使ったのですかと聞きたいのですが、それはいいとして、最後の質問に移ります。

実は、鳴門わかめの問題、事前委員会でも聞いたんですけど、今日も報告を聞きました。また信頼回復が振出しだと、新聞報道もされて、私も消費者の一部からそういう声をいろいろと聞いております。先ほど、生産履歴という話の報告があったのですが、そういう対策とともに、こんなことを言ったら不謹慎になるけど、まだまだ、おそれはないわけではないという動きもある。ということから見たら、こんなのが次から次へと出てきたら、ブランド化にも非常に重要な影響を与える。三陸方面や川内のスジアオノリの所は、県漁業協同組合連合会が管理しているということですが、そういう漁業協同組合等との連携も含めて対応する時期に、そろそろ来ているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

佐々木水産振興課長

ワカメの問題に対する新たな対策についての御質問でございます。

先ほど、委員から、お話がありましたけれども、原産地、品質等を保証するための仕組みとしまして、例えば三陸ワカメにおきましては、全国の漁業協同組合連合会、また岩手県及び宮城県の漁業協同組合の3者が連携いたしまして、岩手県と宮城県で生産されるワカメ及びコンブの共販制度というのを設けております。指定買受人を通じて全国の消費者に安全・安心でおいしい三陸産の海藻類を提供するシステムを設けて、運用しております。また、徳島県漁業協同組合連合会におきましても、本県の特産物でありますクロノリ、ス

ジアオノリなどの共販制度を設けておりまして、一括管理販売する仕組みを運用しているところでございます。

こうした集中管理方式によりまして、原産地表示の偽装を防ぐ仕組みにつきましては、極めて有効な手法でございますけれども、漁業関係者が主体となって制度化を進めていただくとともに、関係者全員の総意が必要となりますことから、実現に向けたハードルもいろいろとございます。

しかしながら、11月4日に開催いたしました鳴門わかめ対策緊急会議におきまして、徳島県漁業協同組合連合会からもこうした共販制度への取組を、関係漁業協同組合と一緒に検討したいという御意見も承ったところでございますので、今後、徳島県漁業協同組合連合会とも連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

山田委員

是非ともこれについては、その動きを注視していきたいと思えます。

実は今日、請願の問題について、後で取下げということになって、この後、本当は女性の活躍についての中身を聞きたかったのですけれども、時間がありませんので、皆さんにはいろいろと取下げで御迷惑を掛けますけれども。

しかし女性の視点で見たら、JAにしても農業委員にしても、土地改良区の役員にしても、本当にこれは低いですよ。だからスローガンは今日のこの中に入っているよね。これについては、また引き続き2月議会でも。

やはり、女性の役員さん、取組等々含めて、女性の進出によって、これからの農業を新たな形態に持っていくというのは非常に重要な取組だと思いますので、これについては、2月議会に回しておきたいと、これで質問を終わります。

黒崎委員

引き続き、私のほうからもTPP関係で2点、後、平成28年度の施策について若干、御質問いたしたいと思えます。

まず、TPP対策として、この度、基金を積み立ててやられるとお伺いしております。どこの県よりも、もうひとつ踏み込んだことを、具体的にどれぐらいの基金を、どう積み立てていくのかについては今からということですが、こういう決断をなさったことについては、十分に評価していいものだと私は思います。

今現在、埼玉県と和歌山県のみが、例えば和歌山県だと、TPPによる県内農林水産への影響と県の取組という調査を、県独自のやり方で始めたということ。埼玉県は、確かにTPP対策として県が取り組んだということなんですが、まだ協定活用、これは例えばパートナーシップの協定の活用セミナーを始めるといってございまして。額は別としまして、基金を積み立てて実際にTPP対策に当たろうというスタンスを具体的にどうと始めていっているのは、恐らく徳島県が早いと考えています。

そういった中で、今回、書類がいっぱい出ているので、どこに何を書いてあったかというのを心配しながら見ないといけないのですが、まず食品衛生の分野。今も山田委員が

鳴門わかめの話をしていただきましたが、HACCP制度の導入をするんだということで、このHACCPの導入に向けて、昨日も食の安全・安心の方をお呼びしまして具体的な話を聞きましたけど、鳴門わかめの偽装の話もありましたので、それも併せてお話を伺いました。そうしましたら、制度的な部分については、食の安全・安心のほう为抓手と討論してきたと。農林水産、商工のほうは、それぞれの施策に基づいて基金を積み立てた中で、その運用については、いくらOKを出すかわかりませんが、そういう想定のもとで動くであろうということです。

その中で、ハセップという人もいるのですが、私ずっとハサップと言って、どういふ呼び方が正しいのかということがあるんですが、その中で、農林水産のほうはHACCPについて導入していこうという方向です。これを導入しようと思っている業者、生産者に対しては、しっかりとノウハウの面あるいは補助の面をフォローしていこうと思っはいるのですが、HACCPについて、どのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思ひます。

窪六次化・輸出戦略室長

黒崎委員から、HACCPについての御質問がございました。

農林水産部の立場として、HACCPが関係するのが、輸出についての部分でないかと思っているところがございます。農林水産物の輸出につきましては、やはり輸出の相手国によってクリアしなければならない要件というのは多々ございます。先ほども御答弁申し上げましたように、2国間で取決めをしております。植物ですと、病害虫に関する検疫条件であったり、相手国の残留農薬の基準への適合といったこともあります。魚、肉などの輸出になってきますと、相手国同等以上の衛生管理を、県として施設の認定を厚生労働省から受けないといけないということがございますので、EU、アメリカなどを対象にして輸出するためには、この加工施設の認定にHACCPの取組というのが必須になってくると決められてございます。

衛生管理につきましては、委員からお話ございましたように、危機管理部のほうで対応されることになってございますので、部局連携の中で、必要な情報を事業者の方にお伝えしていくという取組になろうかと考えております。

黒崎委員

部局連携でしっかりとというふうな、お話をいただいたところがございますが、是非ともこういう大きな制度というか、輸出について、これからのユニバーサルスタンダードと思ったらいいのですかね。国と国が取引する中では、安全・安心のこういった制度を中心に動いていくと思ったらいいのでしょうか。その辺は、どうなのでしょう、

窪六次化・輸出戦略室長

輸出につきましては、例えば衛生管理だったら、相手国と同等の衛生管理となっございます。これは正に、その相手によって、いろんな条件があるということでございます。

やはり、EU、アメリカは厳しいということで、このHACCPでの条件になっていると。アジアのほうでは、HACCPの取組がそこまでいっていなくても、政府認定を受けられるという国もございますので、いろんな状況ということでございます。

黒崎委員

国によってということでございますので、より安全・安心に、厳しい国の場合は、もうHACCPの制度というのが必要になってくるであろうということでもよろしいですね。そんな制度があって、その制度を導入しようというところは、今から導入していくのですが、その中で例えば、先ほどもワカメの話が出ていました。今、ワカメは独自で徳島県の認証制度をつくり上げまして、そこに加盟するところが入って、しっかりと安全・安心を高めようということで進めております。

それはそれでいいのですが、国際的に例えば、ワカメを輸出するという事になった場合、ヨーロッパあるいはアメリカであったり、安全・安心の制度が確立されて厳しい所に出そうと思った時には、やっぱりこういった制度も必要になってくるという想定でもよろしいのでしょうか。

窪六次化・輸出戦略室長

委員から、個別にワカメの場合について、どうなのかという御質問をいただきました。

ワカメにつきましては、今、県内の事業者から既に輸出ができております。先ほど申し上げましたのは、例えば養殖業、魚の場合の加工施設はHACCPの取組が施設認定に必要となっておりますので、物によってもまた必要であるものないものと、いろいろとある状況でございます。

黒崎委員

わかりました。これから、生産者あるいは加工者を取り巻く環境は、より一層、厳しくなるのだと思います。それに十分対応できるように、県のほうも基金を使って有効に支援していただきたいと思うのですが、基金の内容が、はっきりわかってくるというのは、次の議会ぐらいですか。年明けの2月議会ぐらいには、そういったことが大体わかってくるのでしょうか。

國安総合政策課政策調査幹

今、TPP対応の基金について、御質問をいただきました。

基金につきましては今、いろいろと検討している段階でございます。次回の2月定例会には御提案したいと思っております。

黒崎委員

2月には具体的な数字が出てくるであろうと想定して、また2月に対応しないといけな
いと思いますので、是非とも十分な基金を、しっかりと活用できるようにしていただきたい

と思います。

先ほど岡本委員からも御質問がございました。国のほうが、農業基盤で1,000億円を御用意していただけるようなことで、是非とも、これをしっかりと活用できるように。農業基盤の部分も非常に大事なことでございまして、鳴門市のことは岡田委員もよく御存じですけど、鳴門市の生産基盤を考えると、もっと手を入れていかないといけない、整備しないといけないと思うところが、水の関係で非常に多く見受けられます。高品質のものをTPP対策としてお考えいただけるのであれば、是非ともそういった予算をしっかりと取っていただきたいと思います。これは要望とさせていただきます。

それと、「平成28年度に向けた農林水産部の施策の基本方針」の中で、「輸出の拡大」という項目がございまして。その中で、「県産住宅まるごと輸出の推進」という項目がございまして。実は、今から三、四年前に台湾に徳島県産材を試験的に輸出するということがあった時に、宮崎県に口てい疫の対応で視察に行くと、ほかに宮崎県はいいことないのですかと聞いたら、実は一つだけあるのですと。宮崎県産材を宮崎県内で加工して釜山に送って、釜山の住宅開発の中で日本のデザインでもって宮崎県材で家を建てる。初年度は余り数はなかったのですが、2年目には数が増えましてみたいな話をされていて、帰ってきて、そんな話を担当者にお話しさせていただいた覚えがあります。

今、これを見たら、いよいよ始めるのだなと思ったのですが、このことについて、どこにこれを持っていくのか、どれぐらいの規模でやられるのか、できたら何棟分ぐらいをやらせられておられるのか。このあたりをお教えいただけたらと思います。これがもしうまくいったら、韓国という想定で言っているのですが、韓国は材がないですから、非常に日本の材が生かされると。これから大きくつながってくる可能性はあると考えているのですが、そこのところをお聞かせいただければ。

市瀬林業戦略課次世代プロジェクト推進室長

県産住宅のまるごと輸出についての御質問でございます。

まず、委員のお話のとおり、平成22年度に徳島県の県産材として台湾のほうに、試験的な輸出630立方メートル余りでございましたが、丸太をコンテナに乗せて1回輸出しまして、これを皮切りにいたしまして、今現在、主に丸太を中国と韓国のほうに輸出している状況でございます。昨年からは、この丸太の輸出に加えて、製品の輸出を始めなくてはいということで、付加価値の高い県内で加工された製材品の輸出を始めているところでございます。

平成28年度に向けた方針といたしまして、この丸太から製材品といった加工品のほうに広がってきたものですから、その後は、やはり住宅全体に使えるようにとといったことで、全体を輸出できる体制をつくりたいと考えております。まず、先ほど委員からもお話がありました韓国のほう、釜山の釜山新港で展示会などを開催いたしました。一応、現場のほうにバイヤーが400名余り来ていただいたという今年の実績を踏まえまして、ここに書いておりますように、来年度に向けて住宅のパッケージにしていくための技術の研さん、それから誰が参画するのかというメンバーを集めていくという作業などに今現在、着手して

おりまして、来年度から棟数を増やしていきたいという目標を持ってございます。

大分、先の目標でございますが、平成36年、目標を平成30年度ぐらいまでの目標といたしまして、分量にすると50棟分ぐらいの製品輸出という、住宅の棟数を出していければと考えております。韓国でこういった動きがある一方、一番最初に丸太を輸出しました台湾のほうでも、同じように住宅を供給してほしいというグループが足掛かり的に見つかっております。こちらのほうは、まだ民間同士の付き合いといった流れでございまして、どこまで実現性が高くなるかどうかというのを今、検証しているところでございまして、同じように展示会等を通じまして、住宅へつなげていけたらと考えてございます。

黒崎委員

平成36年ぐらいまでを想定して始めているというふうなことで、50棟ということですが、せっかく韓国と日本の関係が、今やとうとうまくいき始めたということもあつたりするので、是非とも。どうも日本の家のデザイン自体が、非常に好まれるということもあるようなので、それと木造に対しての憧れのようなものが、日本人もそうですけど韓国の方も同じようにあるというふうなことでございます。是非とも、韓国、台湾にしっかりと将来を見据えて製品輸出、材木だけでなく製品で付加価値を付けて輸出するというのを、しっかりと取り組んでいただきたい。まだ、宮崎県以外に具体的にやられているところは、新潟県か数県しかないと思いますので、これは徳島県の新たな方向性を指し示す内容かもしれませんので、是非ともお願い申し上げたいと思います。

あと、もとのTPP対策に戻りますけど、「徳島県TPP対応基本戦略（案）概要版」の中の3ページ、ここに「地域農林水産業を守る担い手支援」とございまして、「女性や兼業農家をはじめとする『地域農業の守り手』支援と経営感覚に優れる『次代を担う人材』の育成・確保」という文言が入っております。書いてある文章だけを追いかけたら、正にそのとおりにかなと思うのですが、経営感覚に優れる次世代を担う人材には、どういったことが必要であるのか、どういったことを育成してかつ確保するべきなのか、具体的なことというのは、どういう内容になりますでしょうか。

村上経営推進課長

ただいま黒崎委員から、次世代の農業人材の育成についての御質問をいただきました。

先ほど来、農業従事者の減少などというようなこともございまして、今後、担い手を確保していくことが喫緊の課題と考えております。

まず、今までも農業人材の育成確保につきましては、就農前の研修期間また就農直後の所得支援を行いますような青年就農給付金、農業法人等におきまして研修者を受け入れるような雇用就農を促進します、農の雇用事業などを通じて、いろいろとスキルを高めることをしております。

また、経営感覚に優れる人材を育成するというにつきましては、平成23年に、まずは農業大学校を専修学校化して、食ビジネスといったものに対応できる人材を育成しておるところでございまして。平成24年には、県立吉野川高校のほうに、地域の食材を生かした

商品開発などを学ぶ、食ビジネス科を設置しております。また、農林水産総合技術支援センターにおきましては、六次産業化、法人化などの経営スキルを向上させるようなアグリビジネススクールの開講などをしたところでございます。また、来春には、徳島大学のほうに30年ぶりの機構改革、学部改革ということで、生物資源産業学部などもできます。

こういった人材育成、特に成長産業化につながる六次産業化の人材を育成する、高校から農業大学校、それと大学、それと一般の方も含めた人材を育成するシステムができております。こういったものを今後も集積なり拡大することによりまして、人材等の育成を図っていきたいと考えております。

黒崎委員

経営感覚というのは、食ビジネス、アグリビジネス、こういったことをしっかりと、この系統のことを教えていくというようなことなのですが、恐らくもう既にやられているかどうか、経営感覚と言うのだったら、例えば農業にまつわる税制、農業にわたる会計といったことも、やっぱり必要なのではないかと考えています。今度そういうことも始めるような話を聞いたのですが、今の説明の中には入ってなかったのですが、これはアグリビジネスの中に入っているということなのでしょう。

村上経営推進課長

そういった経理的なものにつきましては、これまでも農業会議を中心に各種研修等を行っております。また農業支援センターのほうでも各種講座、例えばパソコンによります自分の経営管理などを行える、そういうスキルも当然のことながら、これまでもやってきたところがございますし、アグリビジネススクールにおきましても、こういった内容についても研修するようになっております。

黒崎委員

いずれにしても大変、大事な項目でございますので、しっかりと育成、その確保に努めていただきたいと御要望を申し上げておきます。

それと、これはもう最後になるのですが、どうしても鳴門の議員ですので、鳴門わかめの話に戻りますが、鳴門わかめで、ああいうことがありまして、この際、しっかりと徹底して追及していただいて、二度とこんなことが起こらないような体制づくりをしていただかないといけない。それとは別に、今日の徳島新聞を読んでいたならば、韓国ノリ輸入枠2倍超という、韓国から更に現在輸入しているノリの2倍の量を輸入しようというふうな記事が入っておりました。

今、徳島県のノリあるいはワカメの生産の中で、非常に高品質な鳴門わかめ、あるいはノリでございますが、年によっては若干、色落ちの心配があったりするようなことを、ここ何年かお話を聞いております。やっぱり品質の競争ということが、これからも続いてくるのだろうなという中で、徳島のノリとワカメの色落ちの対策というのは、どううたっているのか、どういうふうにするものとしているのかをお尋ねいたします。

佐々木水産振興課長

ただいま委員のほうから御質問のありました色落ちにつきまして、まず状況等を私のほうから説明させていただきます。

この度、水産創生ビジョンを策定しているのですが、その関係でありますとかT P P対策につきまして、漁業関係者をはじめ、いろいろと御意見を伺った際にも多くの方から、水がきれいになり過ぎて栄養分が不足しているといった状況から漁獲量が減っている、また海藻類にも影響が出ているという声をお聞かせいただいたところでございます。

特に、色落ちにつきましては、海水中の窒素、リンなどの栄養分が不足することによりまして、ワカメでありますとか、ノリの色が薄くなってしまうということで、もちろん品質の低下、収穫量の低下、ひいては単価の下落につながっていくというものでございます。

特に、徳島県沿岸のワカメにつきましては、海水中の窒素の減少により色落ちが発生しやすいと言われております。栄養塩の低下の理由といたしましては、冬季の降雨量の減少、下水処理施設の能力の向上によります供給量の不足といたしますか、海に窒素が流れ込まなくなった状況、栄養塩の利用で競合します植物プランクトンの大量発生などが考えられております。回数までは把握できておりませんが、1990年代以降に色落ちが発生しまして、近年、その頻度が徐々に高まっているという声をお聞きしているところでございます。

特に、川から流れ込みます水量が減ります渇水期でございますが、特に2月、3月あたりの時期に色落ちする発生頻度が高くなっている状況が、ここ5年の間でも見受けられるような状況となっております。海藻類は、冬季の収穫になりますので、大体12月から3月、4月ぐらいにかけてになります。特に後になるほど暖かくなってきて、この渇水期の影響を受けるということで、発生しやすい状況が生じているということになっております。

吉田アグリサイエンスゾーン推進幹

ただいま、鳴門特産のワカメでございますとか、ノリの色落ちについて、水産振興課長から状況を御説明させていただきましたので、私のほうからは、現在の技術的な対策の状況につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

まず、ワカメ、それからクロノリにつきましても、ある意味、植物のようなものでございまして、農作物と同様、窒素、リンなどといった栄養塩が必要であるということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、現在、沿岸のそういった栄養塩が薄くなってきていると。また特に、冬の間とか春先については、降雨量が少なく、吉野川等々の川から流入する栄養塩が不足しているという状況の中で、農作物でも肥料が切れてくると色が黄色くなってまいりますように、海藻類のワカメ、クロノリの色が薄くなっているという状況でございます。

この対策としまして、1点目は、やはり品種のほうからチャレンジをするということで、本年発表させていただきました高水温にも強くて色落ちがしにくい椿泊産の天然ワカメと、

鳴門産の、わせワカメを掛け合わせいたしまして、収量あるいは品質に優れる、重量で言いますと従来品種に比べまして約1.8倍にも成長するという、非常に多収性の高品質なワカメで色落ちがしにくいということで、本作から既に種苗を供給いたしまして、積極的に増産に取り組んでいるところでございます。今後とも漁業者の方々とともに普及に努めてまいりたいと考えてございます。

もう1点は、技術的な対策ということでございまして、端的に言いますと、栄養分が減っているということでございますので、人為的に、ノリ網、ワカメのいかだ等に、農業用の肥料をいわば袋に詰めたりという技術でもって、栄養を補えるよう取り組んでいるところでございます。効果が認められれば、新たな技術として普及してまいります。まだ試験途中でございますので、今後とも、積極的に技術開発に取り組んでまいりたいと考えてございます。

黒崎委員

今もう既に、いろいろな形で研究はしていただいているということでございますので、是非とも、韓国ノリの輸入枠といったところには、品質で対抗できるように、しっかりとフォローしていただきたいと御要望申し上げます。

あと、実は薬草のことについても聞こうと思ったのですが、これはまた2月議会に聞いていきたいと思っております。

古川委員

何点か御質問させていただきます。

本日、「徳島県TPP対応基本戦略（案）」が示されたのですけれども、国のほうでも米価を下支えするというので、政府の備蓄米制度を見直すということが打ち出されておりますけれども、これはどのような見直しか教えていただけますでしょうか。

水田農業基盤課副課長

備蓄米についての御質問でございます。

備蓄米につきましては、政府が大凶作や連続する不作など、米の不足に対応するため、適正備蓄水準を2年連続の不作に対応できる100万トン程度として、一定期間5年間程度の備蓄をしております。

備蓄米の運営につきましては、現在、一般競争入札による事前契約方式で、毎年20万トン程度を買入れ、大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなど、米が不足するときに備蓄米を放出いたします。放出を要する不足時以外は、備蓄後に主食用米の需給に影響を及ぼさないよう、毎年20万トンを飼料用米などの非主食用米として販売されております。

本県では、TPPによる米への対応を考慮して、去る11月5日に国に対しまして、輸入米の影響に対して備蓄運営による食い止めの実施と、確実に需給調整が図られる仕組みとするよう提言を行ってきたところでございます。

11月25日に政府が公表しました総合的なTPP関連の政策大綱では、本県の提言の主旨も反映され、国別枠の輸入量の増加が、国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者に、より鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府の備蓄米の運営を見直して、原則5年の保管期間を3年程度に短縮されております。

また、国別枠の輸入量に相当する国産米を、政府が備蓄米として買い上げるようにしているところでございます。

古川委員

では、100万トンを年20万トンで5年間備蓄していたのを、年間のトン数を増やして3年間に縮めて、1年間の分は増やすという考え方ということだったと思います。わかりました。

先ほどの答弁の中に少し入っていたかもわからないのですが、この100万トンというのは、国民の米の消費量の大体どれぐらい、2年間分と言ったのですか、何年箇分、何箇月分か、そのあたりを教えてください。

岡委員長

小休します。（14時19分）

岡委員長

再開します。（14時20分）

水田農業基盤課副課長

年間の需要量としまして、年間783万トンになりますので、その中で100万トンという割合になると、1か月半ぐらいのものになります。

古川委員

年間783万トンぐらい消費があって、100万トン備蓄していくと、1か月半ぐらいになるのですかね、わかりました。

この100万トンにしている根拠、どうして100万トンなのか、わかったら教えていただきたいのですが。

水田農業基盤課副課長

100万トンの根拠でございますけども、先ほどの説明の中でも申し上げましたが、適正備蓄水準を2年連続の不作に対応できるものとして、100万トン計画になっております。

古川委員

2年連続で不作になってもいけるように100万トンということで、わかりました。

今回、備蓄の見直しということであって、備蓄米の見直しは、できたらもっと思い切っ

て。今日の基本計画でも食料の確保というのがあるのですけれども、もっと思い切って備蓄の量を増やせないかと考えています。

というのは、先ほども少し話も出ましたし、地球の温暖化が進んで、適用計画なども今、進められていますけれども、日本のカロリーベースでの自給量は、すごく低いですし、世界的にも穀物自給は、ひっ迫しています。やっぱり、これだけ気候変動がすごく激しくなって、もし地球のどこかの穀物の生産地で、そういう気候変動が起こって、すごく生産量が落ちたら多分パニックになると思います。

なので、日本の今の状況だったら、本当に外国の食料に頼っている状況ですから、やっぱり米ぐらいはしっかりと備蓄するというのが、すごく大切かと考えています。この際、やっぱり米価の下支え、また耕作放棄地を解消していくという視点からも、これを何とか思い切ってやったらいいと、すごく思っているんです。ただ、たくさん備蓄して、その後やっぱり年数がたったら捨てるのは、もったいないので、それをどうするかという問題が、すごく大きいと思うんです。

先ほども、少し答弁にあったかわかりませんが、今、年数が過ぎたのは、どのようにしているのでしょうか。

水田農業基盤課副課長

一定期間、備蓄された米につきましては、その後、放出されることになるのですけれども、不足時以外につきましては、主食用米の需給に影響を及ぼさないよう、飼料用米、非主食用米として、販売されているということでございます。

古川委員

飼料用米も生産を増やしていっているというような状況の中で、更に飼料用米を増やすというのも、また、主食用以外に回すというのも、市場に対する影響は大きいのかなとすごく思います。そのあたりの対策を、例えば、本当に年数がたったのは、エタノール化してエネルギー利用するとかいうような形で、いろいろな工夫はできると思うのです。

ですから、そのような形で備蓄米を思い切って増やすことを考えてもいいのかなと思っていますが、これは県のレベルでやることではないと思います。例えば、5月の政策提言などのときに、県のほうから検討していただいて、上げていただくということも考えていただけたらと思っています。これは、答弁を求めずに終わりたいと思います。

次に「平成28年度に向けた農林水産部の政策の基本方針」に、二つほど注目している施策があります。

一つは、「とくしま林業アカデミー」の関係ですけれども、これは、すばらしい地に足の着いた取組だと、頑張っしてほしいと思っているのですけれども、もう一回、目的など、どのような運営をされる予定か教えていただけますか。

市瀬林業戦略課次世代プロジェクト推進室長

林業アカデミーについての御質問でございます。

もともと、「とくしま林業アカデミー」は、新規林業就業者の生産を今後60万立方メートルに引き上げる、新次元林業プロジェクトの中で必要となる労働者を確保するために、今までのいわゆる林業就業者の確保対策に更に加えて、新しく「とくしま林業アカデミー」を立ち上げることにいたしております。

この「とくしま林業アカデミー」の役割といたしましては、一つは、林業にいきなり就業するということになりますと、非常に現場の技術力、森林や林業の知識などが必要とされますので、1年間しっかりと、これら林業専門の知識、技能を身に付けるために、現場の実習、座学、実際には作業をするための資格等も必要になりますので、こういったものを取るために設置しようとしているものでございます。

運営につきましては、もちろん県のほうも全面的にバックアップしていく予定でございますが、徳島森林づくり推進機構のほうに4月からの運営をしていただく予定でございます。現在、「とくしま林業アカデミー」の設立準備委員会という組織を立ち上げておまして、7月から関係各者に委員になっていただきまして、協議を進めているところでございます。

さらに、場所につきましては、徳島市の旧森林林業研究所の跡地にあります、木材需要開発センターに研修棟がございますが、そちらのほうを主な学び舎と言いますか、研修場所に考えております。当然、林業の現場でございますので、現地等はフォレストキャンパスということで、県有林、機構有林、民間の山などを広く活用していくこととしております。

古川委員

詳しく説明いただいて、ありがとうございます。今、来年度4月の開校に向けて進めていると思うのですがけれども、大体、何人ぐらい生徒を募集されて、どのような見込みがあるのか教えていただけますか。

市瀬林業戦略課次世代プロジェクト推進室長

今、4月の開講に向けて、人数としては10名程度を計画しております。今年の8月から9月に第一次募集をしておまして、その結果、全体で15名の応募がございました。うち、入学試験等を行いました結果、現在8名の方が合格しております。10名程度としておりますので、現在、二次募集をしている最中で、この分につきましては、締切りは12月25日の年末まで、年明けにもう一度、入学試験をいたしまして、しっかりと10名を確保していきたいと思っております。

古川委員

10名の定員で15名を割って8名を採用ということは、結構、厳しいという気がするんですけど、すばらしい状況だと思いますので、しっかりと進めていただきたいと思っております。

今回、新次元林業プロジェクトで県産材の生産を約2倍、60万立米にしていくと打ち出しています。高性能の林業機械を導入していく方向も大事ですし、一方で、自伐林業、自

分のところで回していくような林業の形態も、持続可能な経営の一つの形として大事にしていかないといけないのかなとも思うのですけれども、そのあたりの支援策は、ございますでしょうか。

阿部林業戦略課長

ただいま、自伐林家についての御質問がございました。

自伐林家と申しますのは、自己の所有森林を中心に、伐採から搬出、出荷まで自らが行うことによって、収益を得るという林業者の方でございまして、県内では少数で、県西部のほうが多いのですけれども、林業活動をやられております。こういった方は、基本的にチェーンソーで伐採して、後は作業道と林内運搬車というような組合せで出したり、あるいは簡易な架線により木材の搬出を行って、木材市場、チップ工場に材を出荷しているところでもあります。生産規模は大きくないのですけれども、自ら収入を得るということで、専業、または農業との兼業であったり、最近では定年でリタイアされた方で、こういう林業に就いている方もいらっしゃいます。

こうした自伐林家の方を増やすことによりまして、地域の森林整備の適正な管理であったり、また県産材の供給、加えて地域の活性化にもつながると考えております。このため、今年度におきましては、森林所有者であったり林業研究グループという所有者が集まったグループがあるのですけれども、こういう方々が、どうやると効率的に木が出せるかというようなモデル事業を進めておりまして、具体的には、事業箇所の集約化、伐採、搬出というような実践的な研修を現在、行うように段取りしているところでもあります。

今後は、今回の事業成果等を踏まえまして、県下にこういう活動が広がるように進めてまいりたいと思っております。例えばその中で、機械などが必要であればグループを組んでいただくと、県の単独事業あたりで支援できますので、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

古川委員

よくわかりました。こちらのほうもしっかり支援していただいているということで、自伐で林業をされている方の声も、しっかりと聞いていただいて、またそちらのサポートもよろしく願いいたします。

もう1点、気になっているのが、先ほど岡本委員からありました「とくしまブランドギャラリー（仮称）」の関係です。大体、聞きたいことは聞いていただいたので、ただ、コンセプトのところは、余りきちんと回答がなかったと思うのですけど、やっぱり高いテナント料を払ってお客を待つというのは、少し寂しいかなと思っています。とにかく、人を集める工夫というのを、きちんとやっていかないといけないと思っていますので、今回委託の調査を発注したときに、どのようなコンセプトでしていくのか、もう一回聞かせていただけたらと思います。

新居もうかるブランド推進課長

今、委員から、「とくしまブランドギャラリー（仮称）」の集客についての御質問をいただいたところでございます。

実は、この調査事業の中で集客をどうやってやっていくのかというところは、施設のコンセプトを考えていく中で、重要なところであると考えております。ここにつきましては、機能面で、どういう機能を持たせるか。今、方針が大まかに決まっているのは、レストラン、マルシェ、ゲストハウスでございますけれども、さらに、ここに移住交流をどうするのか、企業支援をどうしていくのか、観光交流をどうしていくのかという機能を持たす上で、重要になってくるかと思えます。

実は、この調査事業に先立ちまして、今年度、既に始まっている事業で先般、新聞報道でもされました「とくしま縁日」という事業を行っております。これは、首都圏のレストランのオーナー、シェフの方々と、徳島県側のいろんな生産者の方とが、東京会場で会っていただいて、商談に結び付けていく。そういう徳島の生産者の思いを理解していただける、レストランのオーナー、シェフの方々のネットワーク化を図っていくという事業でございます。ギャラリーがオープンする前に、徳島の商品の良さをわかっていただけのレストランのオーナー、シェフの方々のネットワークを広げておいて、ギャラリーをオープンした暁には、そういう店からの口コミといいますか、そういうもので集客も図っていくという二段構えというか、こういうことも考えております。

今後、ギャラリー本体の集客の在り方につきましては、調査事業の中で検討していくところでございます。

古川委員

今、幾つかあったのですが、やっぱりまだ少しインパクトが弱いかなと。もっと何か思い切ったことをしたほうがいいのかと思います。もう徳島県庁の枠を、はみ出るような感じで、本当に思い切ったことをやって、人が集まるような工夫をしていただけたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

最後になりますけど、海ごみの関係について、お聞きしたいのですが、海のごみは、海岸に打ち寄せているごみ、海に浮かんでいるごみ、沈んでいるごみ、いろいろあると思うのですが、今そういう、いろんなごみの処理の現状というのは、どのようになっていますでしょうか。

石田水産基盤整備担当室長

ただいま、委員のほうから、海ごみに関する御質問をいただいたところでございます。

委員御指摘のとおり、陸域で発生したごみにつきましては、最終的に河川を通りまして、海岸などに漂着したり、あるいは漁場の中で沈んで堆積するというようなことになっております。

海岸あるいは漁港にたまっているごみにつきましては、それぞれの管理者がおりますので、そちらがその処理をするわけでございますが、漁場に堆積してしまったごみ、あるいは中層に浮いたものなど、沖に行っているごみにつきましては、それを掃除しなければ漁

場の効果が下がってしまいます。それを我々のほうで、海を掃除すると書いて「掃海事業」ということで実施しております。

本県の播磨灘と紀伊水道は、底びき網漁業やパッチ網漁業の盛んな海域なのですが、先ほど委員も言われましたように、河川等を通じ、海に流れたごみや流木は、海面に浮遊したり、最後には海底に沈んだりします。この影響で、底びき網漁業やパッチ網漁業の漁労作業の効率低下や漁具の破損、漁場の機能低下などを引き起こして、操業の妨げになっております。県といたしましても、それらのごみを回収処分する掃海事業を実施することで、漁場本来の機能回復を図っているところでございます。

古川委員

海のごみは、やっぱりどこの市町村のごみかというのが、なかなかわかりにくいところがあると思いますので、漁業者の方の声を聞いてあげて、県が、しっかりとサポートしてあげてほしいと思っておりますが、どうでしょうか。

石田水産基盤整備担当室長

サポートの面で言いますと、例えば県費補助につきましては、この掃海事業に関しまして、平成26年度は県費補助率5分の3の県単独補助事業、海面環境保全推進事業により支援してまいりました。

この内容なのですが、例えば、海からごみを回収するのに必要な漁船の借上料、回収したごみを処分するのに必要な経費、それと船を出しますので、それに関する船舶の保険料などを対象経費としまして、市町あるいは漁業協同組合に事業実施主体になっていただきまして、県が補助するという形で、平成26年度は実施しております。

平成27年度、今年からは環境省の補助事業である、徳島海岸漂着物地域対策推進事業の中身が拡張されまして、従来、県単で行ってございました掃海事業が補助対象になったことから、その事業に移行して実施しております。その事業に移行することによりまして、国補事業でございまして、事業実施体は市あるいは町なのですが、補助率が、国が10分の8、県が10分の1、市町が10分の1ですので、市町から見れば、補助率の負担額が減っているとは限らないのですが、そういうような高い補助率の事業に乗り換えて、実施しております。

特に、漁業協同組合の経費負担が、若干なりとも昨年度まではあったわけですが、平成27年度、この事業からは通常ゼロになっていて、これが一つの特徴かと思われまして。掃海事業と言いますのは、本県の主要な漁業である小型底びき網漁業やパッチ網漁業の、漁場の機能を回復させるのに非常に重要なことで、しかも安全操業につながるというような事業でございまして。

ただ、現在、事業を実施している中で、特に今年度、新たに国補事業に乗り換えたのに関連しまして、市や町の方から、少しやり方が難しくなってきたのではないかという御意見もいただきました。それに対しては、我々県の職員が何度となく市役所に足を運んだり、その度々に聞かれたことをQ&A集などにまとめまして、バージョンアップする度に送る

などの形で、適切で円滑な事業執行に努めてきたところでございます。

今後も、関係漁業者の皆様や事業実施主体をしていただいている市町の皆様の声をお聞きしながら、よりよい方法で、事業の円滑な実施を通じ、生産力の高い漁場を回復して、ひいては、もうかる水産業に向けて、この事業を進めてまいりたいと考えております。

古川委員

やっぱり、ごみ行政というのは、割と複雑で難しいところもあるので、しっかりと経費的なサポートもさることながら、最後に言うてくださったような調整的な役割も、しっかりとやっていただいて、また業者の方のサポートをよろしくお願いしたいと思っております。

岩佐副委員長

私も農業に従事していた者として、今回のTPPの大筋合意を受けてということで、少しだけ質問させていただきたいと思っております。

TPPの大筋合意を受けて、国も県も併せてですけれども、対策として、攻めと守りの両面からということですが、今までの話の中では、やはり攻めの部分が多くて、ブランド化など、輸出戦略ということもあつたのですけれども。攻めをしていく上でも、やっぱり私は、地盤である守りというか、地域をしっかりと守っていくということが、まずベースになれば、攻めることができないのではないかと考えております。

今回の「徳島県TPP対応基本戦略（案）」の講ずべき対策の①、②で、小規模経営体の経営安定であったり、中山間地域への支援という部分が、守りのベースになるものだと考えております。

代表質問で、杉本議員の質問への知事の答弁の中で、今回の話もありました基金の話であったり、県単事業の見直し等ということもあります。地元のそういう守りという意味において、県単事業をどういうふうな形、方向性で見直していくかということ、まず質問したいと思っております。

石田農林水産政策課長

今、副委員長から、TPPの基金と県単の見直しにつきましての御質問をいただいたところでございます。

TPP対策につきましては、本県に及ぼす影響を分析、評価しました上で、本県の特性を踏まえた攻めと守りの対策を「徳島県TPP対応基本戦略（案）」として、取りまとめているところでございます。

TPPに対する支援といたしましては、今後、国が示します補正予算などを積極的に活用することとしているわけですが、国補事業は、輸出対策、六次産業化など、主に農業の成長産業化に資する、攻めの対策の部分に重きを置いて打ち出されるのではないかと考えているところでございます。

一方、本県の事情を申し上げますと、県土の約8割が中山間地域であるということ。また、中山間地域農業が農業全体の産出額の約4割を占めて、多数の小規模経営体が地域農

業を支えているということ。これらの現状を踏まえますと、国補事業では対象とならない家族経営体、兼業農家といったところに対しましても、県の単独事業におきまして、これら地域の担い手が、経営の悪化、廃業、離農などに追い込まれることがないように、しっかりと守りの対策が必要と認識しているところでございます。

その対応といたしまして、計画的、戦略的に実施する必要があると考えておりまして、このためにも弾力的な事業執行を可能とする基金を創設し、効果的な取組を支援してまいりたいと考えているところでございます。

それと、県単事業の見直しでございますが、現在、県単事業として実施しております、とくしま明日の農林水産業づくり事業におきましては、県が策定した農林水産基本計画に基づき、様々な機械導入や施設整備を支援しているところでございます。

T P P対策では、先ほど申しましたように、特に影響の大きい中山間地域の農業支援などの守りの部分に、県単事業を充ててまいりたいと考えております。このため、先ほど申しましたように、基金を創設し、生産者の皆様の不安を払拭して、地域の農林水産業をしっかりと次代に継承できるよう、新たな対策予算を検討してまいりたいと考えているところでございます。

岩佐副委員長

今、話があり、これまでもそうなのですけれども、やはり国の出してくる農政というのは、主に米どころ中心の施策であって、それが徳島県や各地域に合うかといったら、なかなか合わない実情を、私も感じてまいりました。

今回、小規模の形態を守っていくということですが、本当に支えていただいているのは、そういう小規模の兼業農家、女性の方、高齢者の方などが、産業としてもそうですし、地域というのを守っているのです。

これまでもいろいろな県単事業があって、例えば、この講ずべき対策の中でも、省力機械の導入などがあるのですけれども。これまで県単事業などで、よく聞かれていたのが3戸要件と言うか、3軒集まって何かすれば補助事業で出ますよというようなことですが、これから人口も地域の担い手も減って限られる中で、3軒寄ってくるかといったら、なかなか寄らないという実情があると思います。そこらも含めて、今回の県単事業なども見直していただけたらどうかと思うのですけれども、その辺、どのようにお考えですか。

石田農林水産政策課長

副委員長から、現在の事業採択の要件、3戸についての御質問をいただいたところでございます。

現在の県単事業の、とくしま明日の農林水産業づくり事業におきましては、3戸要件というのがございます。これにつきましては、限られた予算を有効に活用し、効率的、効果的に事業目的を達成するために、事業主体は農業協同組合、集落営農組織や、3戸以上の生産集団等を対象として共同利用しているものに限られております。この得られた成果が地域へ波及することを期待して、この事業を実施しているところでございます。

なお、施設、機械の導入支援におきましては、例えば農業協同組合が事業主体となり、補助事業で導入した機械、施設を農業協同組合の利用事業を活用し、例えば個別の農家でもいいのですが、多くの組合員にリースしているという取組もございまして、現行のニーズに合った支援が展開されていると考えているところでございます。

岩佐副委員長

確かに、3戸要件をなくして1戸であれば、効果であったり予算の関係もあたりするとは思いますが、本当に、そこらは弾力的に対応をお願いしたいと思います。

もう1点、先ほど山田委員から質問があった農地中間管理機構の件で、質問させていただきたいのですが、昨年度の実績が38ヘクタールということだったので、38ヘクタールのうち、ほ場整備地が実際どれくらい占めているのか、データがあれば、お願いします。

井形農業基盤課長

ただいま副委員長から質問のありました38ヘクタールの実績なんですけれども、ほ場整備地というのでは拾っていませんので、今手元にはありません。後ほど調べまして回答させていただきます。

岩佐副委員長

その辺の細かいデータがあれば出してほしいのですが、先ほどの話にもつながるのですが、目標数値を1,000ヘクタールと立てています。推進の地域も多分、ほ場整備地が中心になって集積していくという形になると思うのですが、やはり問題は、ほ場整備ができてないところであったり、中山間地のそこらの集約だと思います。農地中間管理機構の目的としたら、集積して効率を上げて、コストダウンして収入を上げていくところが、主になるのですが、ほ場整備ができていないところであったり、中山間地というのは、集めたら集めただけ損をするというような現状だと思います。

地域というのを守っていく上で、国の今の農地中間管理機構だけでは、なかなか集積できないということがあると思います。そこらも踏まえて、今後の1,000ヘクタールという目標に向けての集積というのは、どのように取り組んでいくか、お答えいただけますか。

水田農業基盤課副課長

ほ場整備ができていないところでありまして、中山間地域といった条件不利な地域での農地集積をどのように進めていくかというようなことで、お答えいたします。

ほ場整備ができていない地域、中山間地域などは、狭小でまとまりのない農地が多く、経営基盤の拡大、生産性の向上が図られにくいということで、担い手への農地集積が進みにくい状況でございます。このため、担い手の農地の集積、集約化を加速化することを目的に、県としましては、農業基盤整備促進事業や農地耕作条件改善事業などを活用しました、けいはん除去などによる区画の拡大や、水利施設の整備など、きめ細かな耕作条件の

改善を進めることにしております。

さらには、担い手対策につきましては、青年帰農者や青年就農給付金を活用しました新規就農者、集落営農など、幅広く担い手を確保していく取組が重要であると考えております。

また、農地中間管理事業の活用につきましては、条件が不利な地域で受け手のメリットが少ないということから、農地の受け手に対する支援策の創設など、制度の充実を政策提言で要望しているところでございます。

中山間地域の農地の受け手を支援する新規事業予算が概算要求に反映されたことから、国の施策の動向も見極めつつ、その活用を考えていきたいと考えております。県としては、きめ細かな基盤整備、新規就農者、集落営農などの担い手対策、農地中間管理事業など、総合的に活用しまして、条件不利な地域における担い手への農地集積を進めてまいりたいと考えております。

岩佐副委員長

しっかりと攻めと同時に守りの部分を。そういう農地を守っていただいている地域の方々というのがあって国土の保全等もできています。そこらも含めて、農地中間管理機構でも、しっかりと、ほ場整備ができていないところなども集めて、その人をお願いできるような、そういう政策提言をしていただきたい。

また県としても、県単事業の見直し等も含めて、先ほど話もあつたのですけれど、これからの農業を10年後、20年後、こういう農業をやりたいんだという、しっかりとしたビジョンがないと。やはり、これからやっていこうと思っている方や新規就農者もそうですけれども、定年退職して、その後に地域の農業を守っていこうという方も多分いらっしゃいます。60歳で定年して10年ぐらいしか先がないですよね。では、10年先が見えないという状況の中で、新しく機械を自分で買ってとか、地域を守っていこうという意識には、なかなか今の不透明な状況では難しいように思います。

国としても、しっかりとビジョンを出してほしいのですけれども、県としても10年後、20年後、こういう農業、地域をつくっていききたいんだと出していただいて、それに向けて、新規の担い手が増えていくような取組を要望して、終わります。

岡委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

岡委員長

次に、請願についてであります。請願第7号、土地改良区の法改正については、平成27年12月8日付で、請願提出者から請願取下願の提出があった旨、議長より通知がありました。この件につきましては、閉会日に取下許可の議事が行われる予定でございますので、審査は行わないことといたしたいと思っております。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時57分）